

名護市国土強靱化地域計画

令和 3年 3月
名 護 市

目 次

1	計画の策定趣旨と位置づけ	1
1-1	計画の策定趣旨	1
1-2	計画の位置づけと対象とする区域	2
2	名護市の概況	4
2-1	名護市の地域特性	4
2-2	名護市に影響を及ぼす大規模自然災害	20
3	強靱化の基本的な考え方	36
3-1	基本目標	36
3-2	事前に備えるべき目標	36
3-3	地域強靱化を推進する上での基本的な方針	37
4	脆弱性評価と強靱化の推進方針	39
4-1	脆弱性評価	39
4-2	推進すべき施策の方針	42
5	計画推進の方策	82
5-1	計画の推進体制	82
5-2	計画の進捗管理	82
5-3	計画の見直し	82
	附属資料	83
	・別紙1：リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	83

1 計画の策定趣旨と位置づけ

1-1 計画の策定趣旨

平成 25 年 12 月 11 日、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」という。)」が公布・施行された。

基本法は、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり(以下「国土強靱化」という。)の推進に関し、基本理念を定め、国土強靱化に関する施策の基本となる事項等を定めたものである。その基本理念として、国土強靱化に関する施策の推進は、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとし、国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして、平成 26 年 6 月、同法第 10 条の規定により「国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)」が閣議決定された。

基本法第 4 条は、地方公共団体の責務として、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有すると定めており、また、同法第 13 条は、都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靱化地域計画」という。)を国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができるとしている。

これらを踏まえ、名護市では、国・沖縄県での強靱化施策との調和を図りながら、本市で現在取り組んでいる防災・減災対策を考慮し、本市に必要な事前防災及び減災、その他迅速な復旧復興に資する強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進するために、その指針となる名護市国土強靱化地域計画(以下「本計画」という。)を策定する。

1-2 計画の位置づけと対象とする区域

1-2-1 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化基本計画の「基本目標」、「基本的な方針」を踏まえ、基本計画と調和を保ちつつ(同法第 14 条)、沖縄県国土強靱化地域計画との連携・役割分担を考慮する。

また、本計画は、市政の基本方針である「第5次名護市総合計画」、災害対策基本法に基づき災害に対処するための基本的な計画である「名護市地域防災計画」などとの連携を図りながら、名護市における地域強靱化施策を推進する上での指針とするものである。

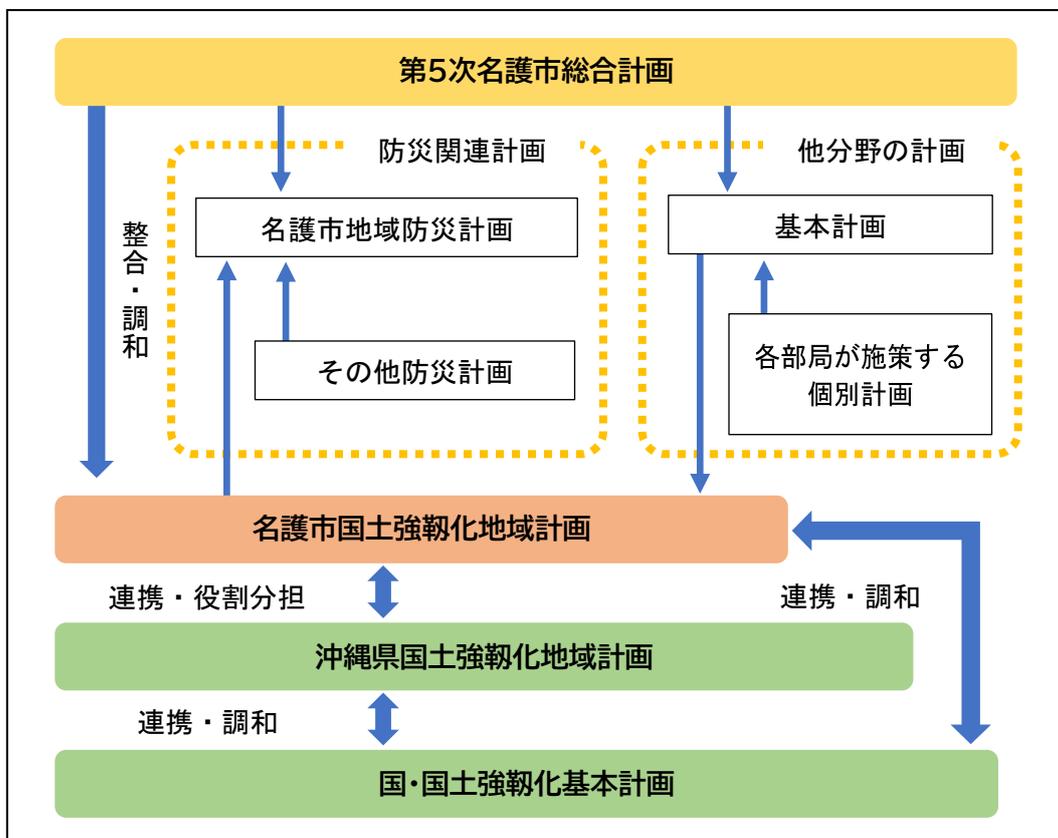
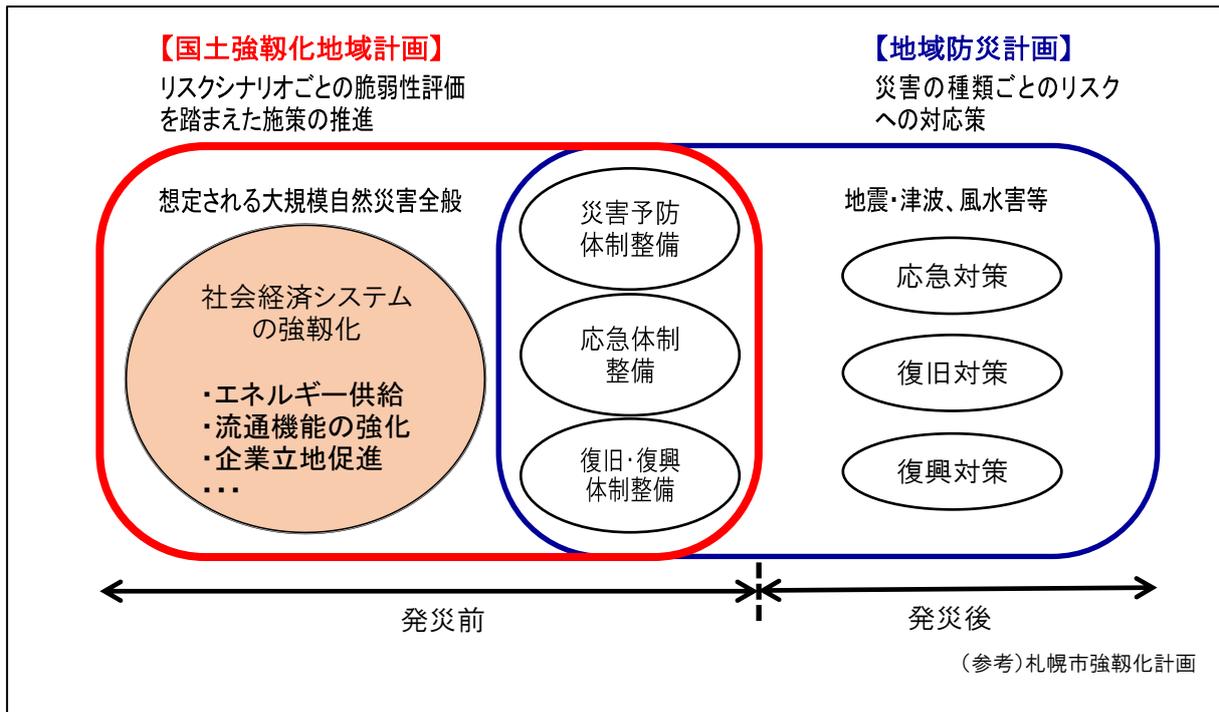


図 計画の位置づけ

(2) 地域防災計画との関係

地域防災計画は、地震・津波や風水害等の災害から市民の生命・身体財産を保護することを目的として、市や防災関係機関が行うべき災害予防対策災害応急対策、災害復旧・復興対策について定めたものであり、主に発災時と発災後の対策を対象とした計画である。一方で国土強靱化地域計画は、主に発災前の施策を対象とし、あらゆるリスクを想定したうえで最悪な事態を回避できるような「強さ」と「しなやかさ」を持った社会経済システムを事前に構築していくための計画である。



出典：国土強靱化地域計画ガイドライン第7版・基本編(令和2年6月)を参考に作成

図 地域防災計画との関係

1-2-2 対象とする区域

本計画の対象区域は名護市全域を基本とし、名護市が主体となる取組を中心に扱うが、大規模自然災害による広域的な被災を念頭に置き、地域の強靱化に必要な国や県、民間事業者、関係団体や市民等との連携や役割分担も考慮した内容とする。

1-2-3 対象とする災害（リスク）

災害(リスク)は、市域に甚大な被害を与えることが想定される大規模自然災害として、地震、津波及び風水害(豪雨、台風、河川氾濫、高潮、土砂災害、竜巻等)を対象とする。

2 名護市の概況

2-1 名護市の地域特性

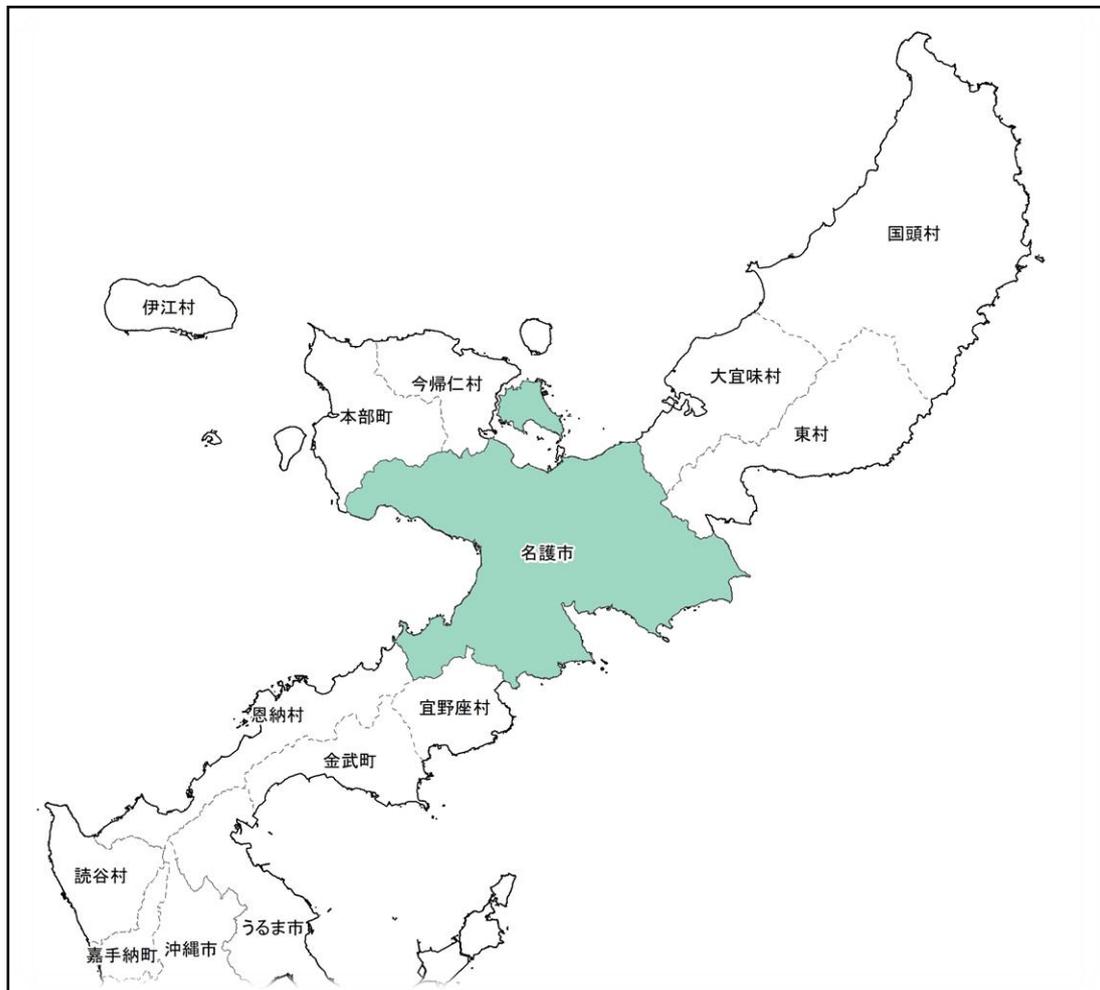
2-1-1 自然的条件

(1) 位置

本市は沖縄本島の北部に位置しており、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村に隣接している。

(2) 面積

本市の面積は210.90 km²で竹富町、石垣市に次いで県下3番目の面積を有している。



出典:国土数値情報

図 名護市の位置

(3) 地形・地質

本市の地形は、標高 300m～400m級の多野岳、名護岳、久志岳が北東から南西に走り、それらの山々を水源とする多くの河川が太平洋と東シナ海に注いでいる。

地質については、国頭層群で大きく二分され、国頭山地の東側はおおむね嘉陽層で、西側は名護層、本部半島の付け根付近には、琉球層群の国頭礫層や沖積層、砂岩層等がみられる。

(4) 水象

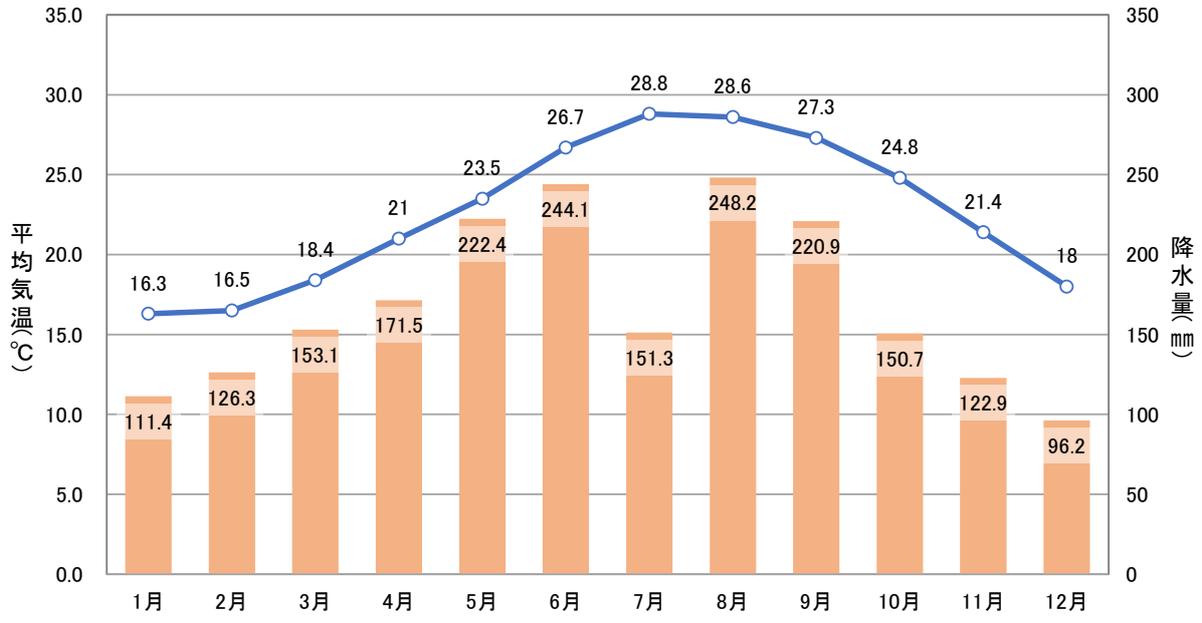
名護市域には多くの河川が存在し、大小 43 の水系と 87 の小中河川が太平洋及び東シナ海へ注いでいる。

また、海岸は東シナ海及び太平洋に面し、その海岸は長く変化に富んでおり、海域にはサンゴ礁が発達し、外側に自然の防波堤、内側にイノーが形成されている。

(5) 気象

亜熱帯海洋性の気候区分に属し、年間を通じて寒暖差が少なく過去 30 年間(統計期間:1981～2010)の年平均気温は 22.6℃で、年平均降水量は 2019 mmとなっている。

また、1951 年～2019 年の間における沖縄県への台風の接近数は 527 個で、このうち本市への接近数は 260 個であり、最も接近したのは 8 月の 70 個となっている。



出典:気象庁

図 月別気温・降水量の年間変動 (1981 年～2010 年の平均)

表 月別気温・降水量の概況 (1981 年～2010 年の平均)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
平均気温(℃)	16.3	16.5	18.4	21.0	23.5	26.7	28.8	28.6	27.3	24.8	21.4	18.0	22.6
降水量(mm)	111.4	126.3	153.1	171.5	222.4	244.1	151.3	248.2	220.9	150.7	122.9	96.2	2,019.0

出典:気象庁

表 台風の名護市への接近数 (1951 年～2019 年の合計)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間	
発生数	31	18	27	48	69	122	268	382	342	258	166	80	1,811	
接近数	沖縄県	0	0	0	5	24	47	110	157	119	59	29	2	527
	名護市	0	0	0	4	12	24	46	70	65	34	10	0	260

※台風の中心が沖縄県のいずれかの気象官署等から300km 以内に入った場合を「沖縄地方に接近した台風」としている。

※接近は2か月にまたがる場合があり、各月の接近数の合計と年間の接近数とは必ずしも一致しない。

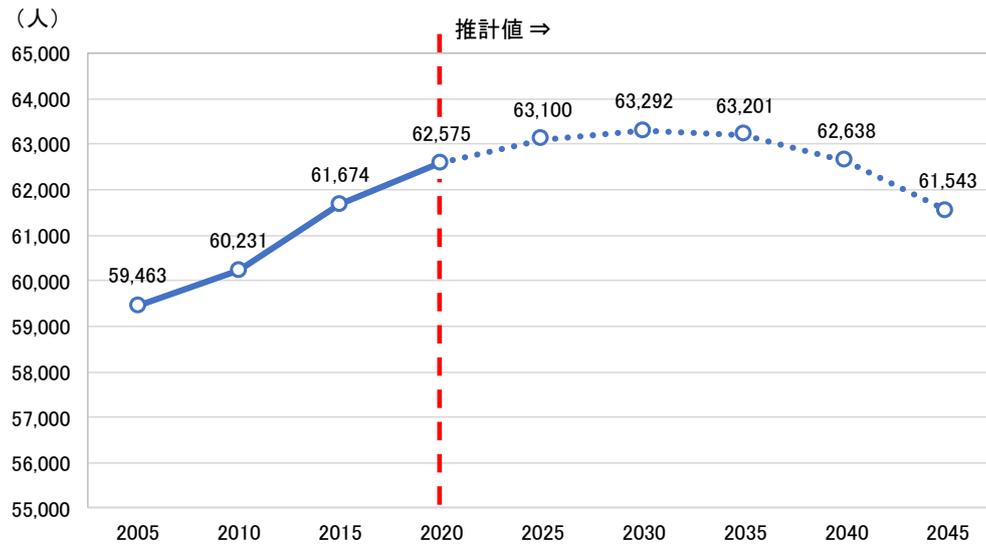
出典:沖縄気象台

2-1-2 人口

(1) 総人口・世帯数

本市の人口は、平成 17(2005)年から増加しており、令和 2(2020)年の人口は 62,575 人(推計値)となっており、令和 2 年 12 月 31 日時点では 63,724 人である。

なお、国立社会保障人口問題研究所による本市の将来人口推計は、令和 12(2030)年をピークに減少する見込みである。

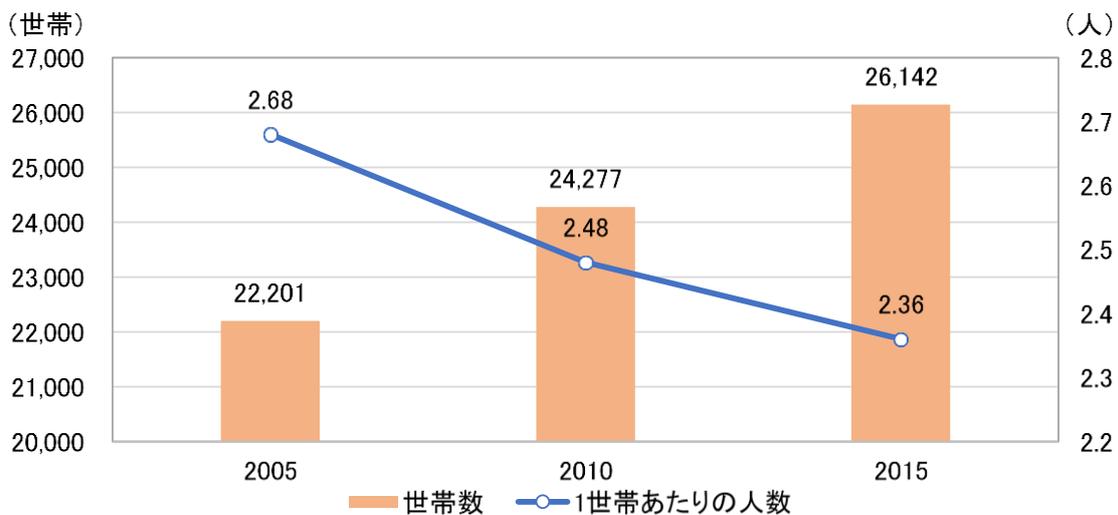


出典:国勢調査(~2015 年)、国立社会保障人口問題研究所(2020 年~)から作成

図 名護市の人口の推移

世帯数は平成 17(2005)年から平成 27(2015)年の 10 年間で増加し、平成 27(2015)年では 26,142 世帯、令和 2 年 12 月 31 日時点では、30,792 世帯となっている。

一方、1 世帯あたりの人数は減少しており、少子化が進んでいるためと思われる。

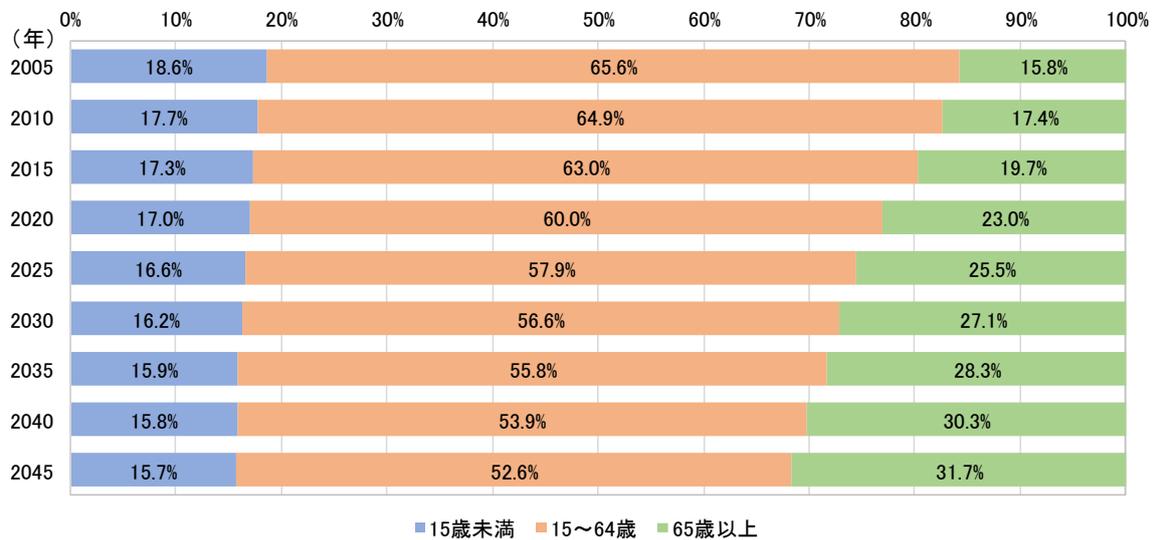


出典:国勢調査(~2015 年)から作成

図 世帯数の推移

(2) 年齢別人口・高齢化率

年齢3階級別による人口構成の見通しでは、15～64歳までの生産年齢人口は減少し、65歳以上の老年人口が増加傾向にあり、少子高齢化が進む傾向にある。



※2005年～2015年の実績値は、年齢不詳を含んでいないため、各階級の合計値と総人口は一致しない

出典：国勢調査（～2015年）、国立社会保障人口問題研究所（2020年～）から作成

図 年齢3階級別による人口構成の見通し

(3) 地区別人口

地区別の人口・世帯数をみると、名護地区が最も規模が大きく、市全体に占める割合は人口が約58%、世帯数が約57%と過半数を占めている。

一世帯当たりの人員数は羽地地区が2.18人/世帯で最も多く、次いで名護地区の2.11人/世帯となっている。

表 地区別の人口・世帯数（令和2年12月31日現在）

	人口		世帯数		一世帯当たり人員 (人/世帯)
	(人)	(%)	(世帯)	(%)	
名護地区	36,856	57.8	17,496	56.8	2.11
羽地地区	8,971	14.1	4,119	13.4	2.18
久志地区	4,219	6.6	2,407	7.8	1.75
屋部地区	12,297	19.3	6,001	19.5	2.05
屋我地地区	1,381	2.2	769	2.5	1.80
合計	63,724	100.0	30,792	100.0	2.07

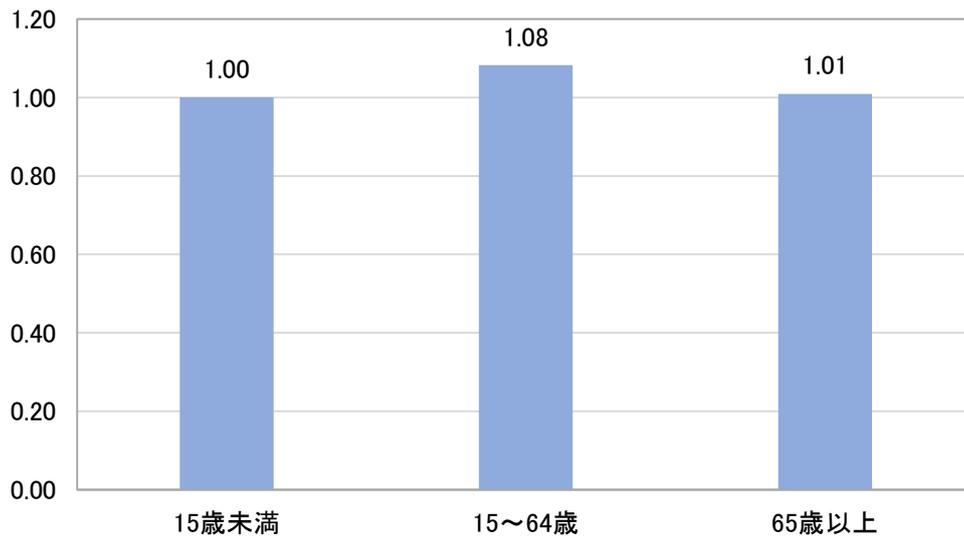
出典：名護市HP

(4) 昼夜間人口

本市の昼間人口と夜間人口を比較するとほぼ変化は見られない。

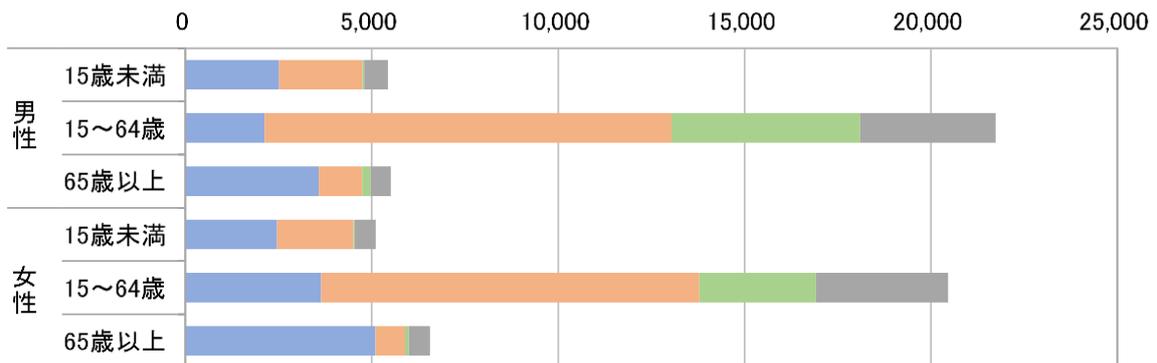
その理由として、年齢区分別でみると「自市で従業・通学」の割合が高いことと「従業も通学もしていない」割合が多いことがあげられる。

(昼間人口/夜間人口)



出典:国勢調査(2015年)から作成

図 昼夜間人口比率 (2015年)



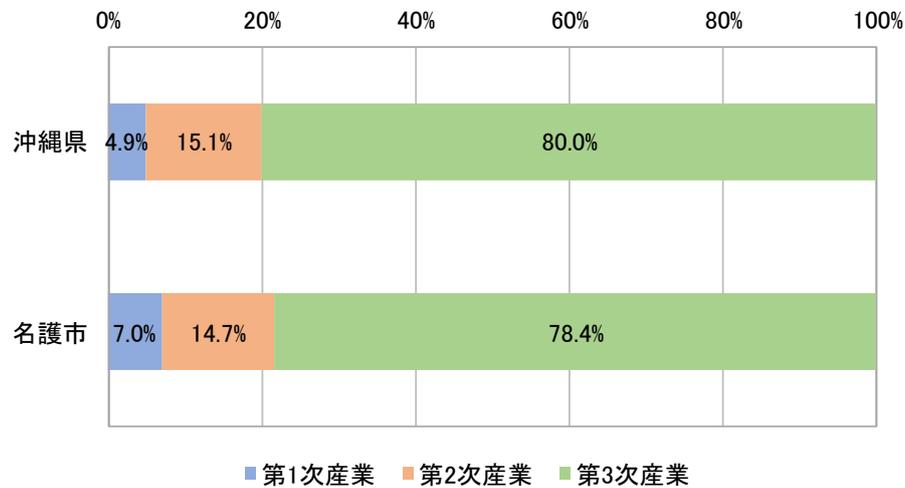
■ 従業も通学もしていない ■ 自市で従業・通学 ■ 他市町村で従業・通学 ■ 従業地・通学地「不詳」

出典:国勢調査(2015年)から作成

図 年齢区分別による従業・通学 (2015年)

2-1-3 産業

産業別の従業者数は、第3次産業が約8割を占めている。また、県全体と比べて第1次産業がわずかだが上回っている。



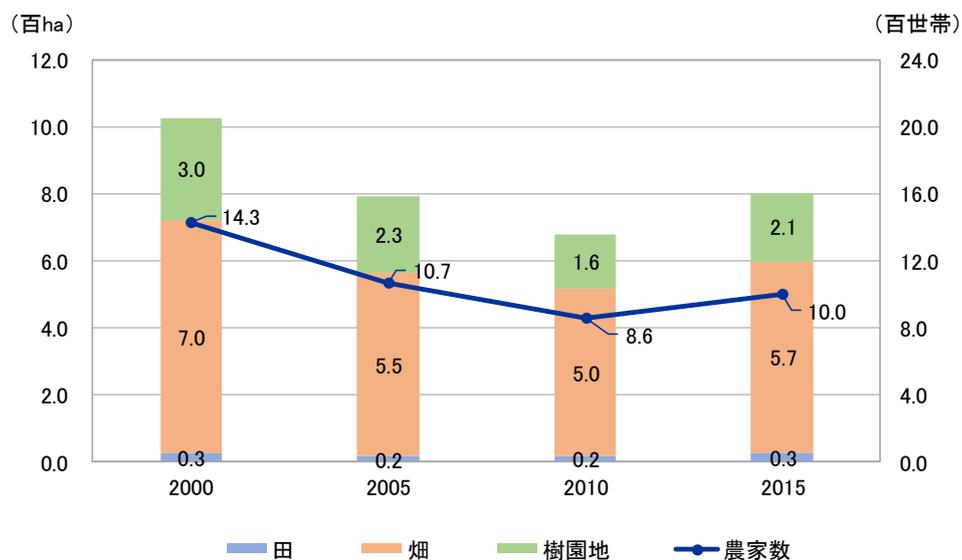
出典:国勢調査(2015年)から作成

図 産業別従業者数の割合 (2015年)

(1) 農業

本市の農業の推移をみると、畑や果樹園が減少傾向であったものの平成27(2015)年には上昇傾向に転じている。

また、農家数に関しても平成22(2010)年まで減少していたが、増加傾向に転じている。



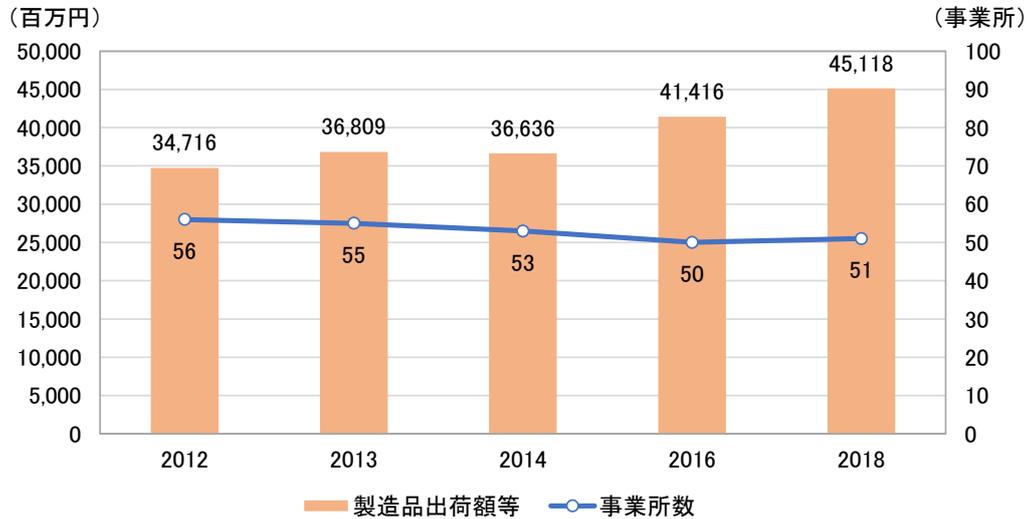
※農家数は田・畑・果樹園の合計。実際の農家数とは異なる

出典:農林業センサスから作成

図 経営耕地面積と農家数の推移

(2) 工業

製造品出荷額は増加傾向にあり、平成 30(2018)年には 4,5118 百万円となっている。一方で、事業所数は減少する傾向にある。

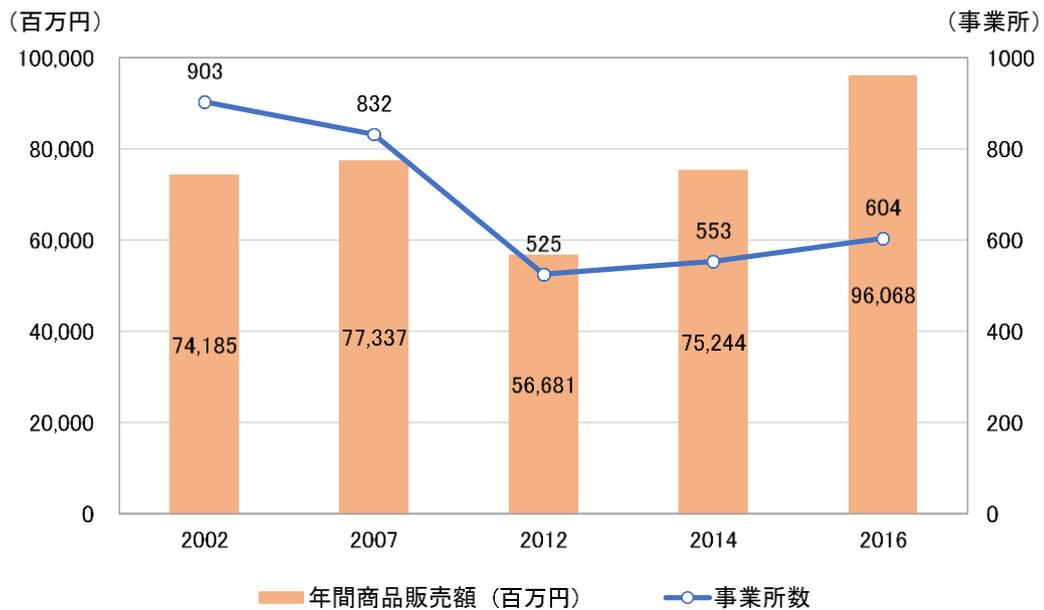


出典:工業統計調査から作成

図 製造品出荷額と事業所数の推移

(3) 商業

年間商品販売額は平成 24(2012)年に減少したが徐々に増加に転じ、平成 28(2016)年には 96,068 百万円となっている。事業所数は平成 24(2012)年に著しく減少していたが、徐々に増加に転じている。



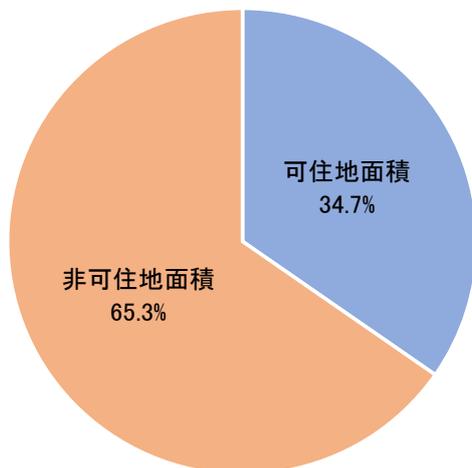
出典:商業統計調査から作成

図 年間商品販売額と事業所数の推移

2-1-4 土地利用

(1) 可住地面積

本市の総土地面積は 21,090ha で、このうち可住地面積は 7,316ha と全体の 34.7%を占め、非可住地面積(林野面積)は 13,774ha で、市域の 65.3%を占めている。



出典:総務省統計局

※可住地面積:総面積から林野面積及び湖沼面積を引いた、人が住み得る土地の面積を指す。

※林野面積:現況森林面積と森林以外の草生地(野草地)の面積を加えた面積をいう。

図 可住地面積の割合(平成30年度)

(2) 土地利用の状況

本市の地目別民有地面積をみると、山林が総面積の約 33%を占め最も多く、次いで原野、畑の順となっており、宅地は約 8%となっている。

表 地目別民有地面積

(平成30年1月1日現在)

	総数	田	畑	宅地	山林	原野	その他
面積(m ²)	88,396,524	401,254	18,305,418	7,521,649	29,320,638	19,227,328	13,620,237
構成比(%)	100.00	0.45	20.71	8.51	33.17	21.75	15.41

出典:沖縄県統計年鑑(令和元年版)

注 :1 国や地方公共団体の所有地などの非課税地積は含まれていない。

2 「その他」は、池沼、牧場、雑種地(ゴルフ場の用地、遊園地等の用地、鉄軌道用地、その他の雑種地、その他)の合計。

資料 :県企画部市町村課「平成30年度分の土地に関する概要調査」に基づき県企画部統計課で作成

2-1-5 建物

(1) 耐震化の現状

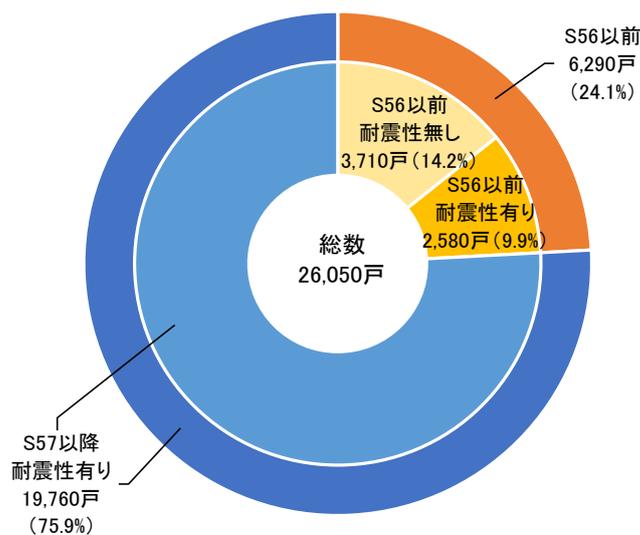
耐震性能に問題があると懸念されている建築物は、昭和 56 年 6 月に施行された現行の耐震基準を満たさない住宅・特定既存耐震不適格建築物等であり、耐震診断及び耐震改修を行う必要がある。

今後、耐震化率の向上を図る昭和 56 年以前の建築物について耐震診断を実施し、耐震性が不足するものについて耐震改修・建替え等を進めることが必要である。

① 住宅

本市の住宅・土地統計調査による建築年代別戸数を見ると、平成 25 年は総数 26,050 戸に対し、昭和 56 年以前の住宅は 6,290 戸(24.1%)、そのうち耐震診断によって「耐震性無し」と判断される住宅は 3,710 戸、よって耐震性のある住宅は 22,340 戸(85.8%)と推測※される。

※国の耐震化率の算定方法に準じた県の耐震化率にて推測。



出典:名護市耐震改修促進計画(平成 28 年 8 月変更)をもとに加工

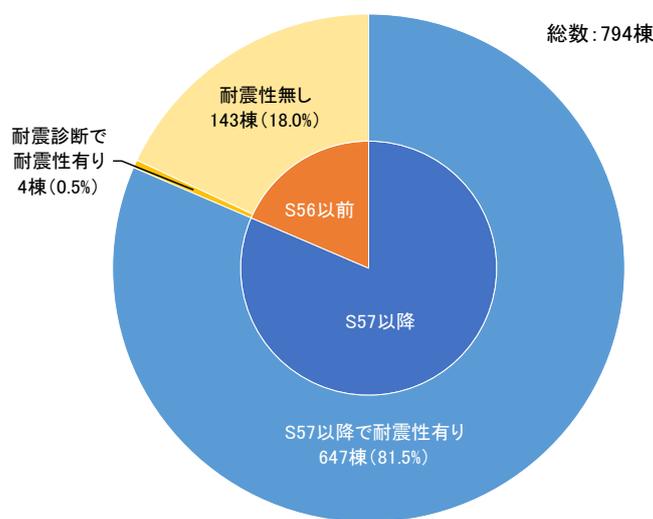
図 住宅の耐震性 (平成 25 年)

② 多数の者が利用する建築物

平成 24 年に本市が行った調査によると、市内における学校、病院、ホテルなどの耐震改修促進法第 14 条第 1 号に掲げる建築物(以下「多数の者が利用する建築物」という。)の総数が 794 棟であるのに対し、147 棟が昭和 56 年以前のものであり、そのうち耐震診断によって「耐震性無し」と判断される特定既存耐震不適格建物は 143 棟、よって、耐震性のあるものは 651 棟(82.0%)と推測※される。

名護市耐震改修促進計画では、多数の者が利用する建築物の耐震化率を現状の 82.0%(平成 24 年)から平成 32 年までに少なくとも 95%に引き上げることを耐震化率の目標としている。

※現行の耐震化率については、5 年を目途に検証を行うこととする。



出典:名護市耐震改修促進計画(平成 28 年 8 月変更)をもとに加工

図 多数の者が利用する建築物の耐震性 (平成24年)

表 耐震診断及び耐震改修を促進すべき建築物 (平成 24 年)

分類	ア. 防災時の拠点となる建築物	イ. 不特定多数の者が利用する建築物	ウ. 特定多数の者が利用する建築物
用途	庁舎、警察署、消防署、幼稚園、学校、病院、社会福祉施設、体育館等	百貨店、飲食店、ホテル、旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館等	共同住宅、寄宿舍、事務所、工場等
		民間既存建築物の場合 3階以上、1,000㎡以上	民間既存建築物の場合 3階以上、1,000㎡以上
建築物の総数	303 棟	35 棟	456 棟
耐震性が不足している建物	81 棟	4 棟	58 棟
現行の耐震化率	73.3%	88.6%	87.3%

出典:名護市耐震改修促進計画(平成 28 年 8 月変更)

2-1-6 交通

車社会である沖縄県では慢性的な交通渋滞が問題となっている。

災害時には混乱が被害を著しく拡大することが予想されると同時に、自動車は市街地火災の延焼拡大の媒体となることも考えられる。

以下に、「沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画(平成31年2月)」において指定されている第1次から第3次緊急輸送道路のうち、名護市に関わる道路を示す。

表 名護市における緊急輸送道路の指定状況

区分	道路名	区間
第1次	高速道路 沖縄自動車道	許田IC～那覇IC
	国道(指)国道58号	名護市宮里4丁目(北)～恩納村瀬良垣、恩納村山田～那覇市奥武山町
	国道(指外)国道449号	本部町瀬底大橋～名護市安和
	国道(指外)国道449号名護BP	名護市安和～名護市宮里4丁目(北)
第2次	国道(指)国道58号	国頭村奥～名護市宮里4丁目(北)
	国道(指)国道329号	名護市世富慶～うるま市栄野比、沖縄市後原～那覇市上間
	国道(指)国道58号名護東道路	名護市伊佐川～字世富慶
	国道(指外)国道331号	名護市二見～大宜味村字塩屋
	国道(指外)国道505号	本部町浦崎～名護市仲尾次(北)
	主要地方道 名護宜野座線	名護市許田～宜野座村松田、名護市城一丁目～名護市呉我
	主要地方道 名護運天港線	名護市中山～運天港
	主要地方道 名護運天港線(計画)	今帰仁村仲宗根
	主要地方道 名護本部線	名護市白銀橋(東)～本部町本部大橋(北)、北部合同庁舎前～大西(南)
	主要地方道 本部環状線	名護市大南
	市道 名護42号線	名護市大南
	市道 名護49号線	名護市大南
	市道 名護58号線	名護市大南
	市道 大北4号線	名護市大北～北部ダム統合管理事務所入口
市道 大北市営住宅線	名護市大北	
第3次	一般県道 110号線	名護市真喜屋～運天原、名護市真喜屋～饒平名
	一般県道 古宇利屋我地線	今帰仁字古宇利～名護市字済井出
	一般県道 屋我地仲宗根線	名護市運天原～今帰仁村仲宗根

出典:沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画(平成31年2月)

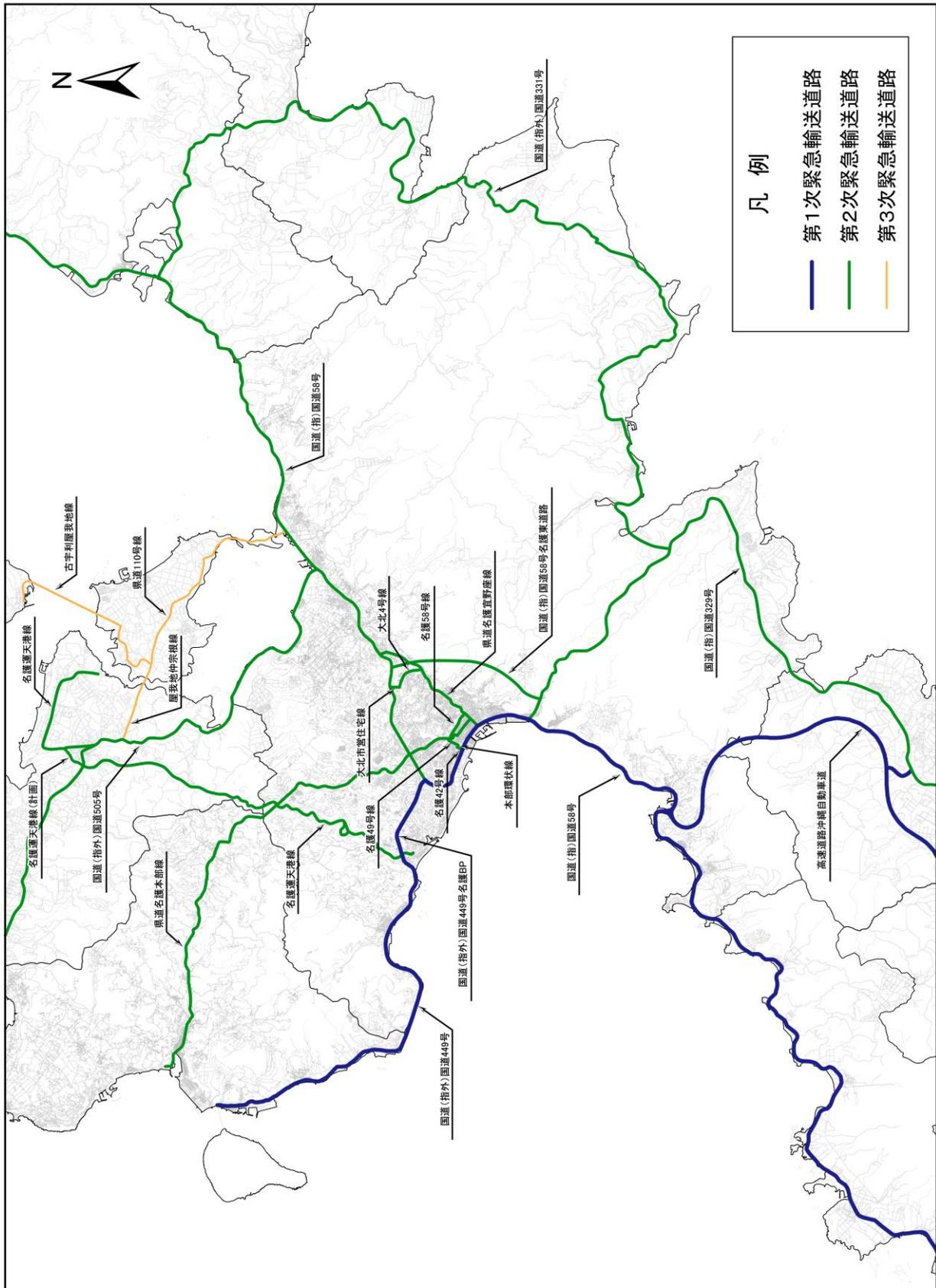


図 緊急輸送道路の指定状況

2-1-7 過去の災害

本市における自然災害の発生状況について、以下に整理する。

(1) 風水害

本市における風水害としては大雨や台風などによる人的、住宅被害、浸水や土砂・がけ崩れ、道路や橋梁などの公共施設への被害、農産物や船舶などの産業への被害も報告されている。一方で、平成6年以前は全県的にしばしば給水制限が実施されている。

表 名護市内の風水害被害状況（抜粋）

発生年月日	原因	被害状況	気象値	
			日最大1時間降水量 期間降水量	
S61.8.26	台風13号	住家被害;半壊・部分壊	34.5mm 213.5mm	
H02.5.12	大雨	住家被害;床上浸水・床下浸水、 その他土砂崩れ、道路冠水	日最大1時間降水量 日降水量	59.0mm 107.5mm
H03.9.13	台風17号	人的被害;顔面裂傷、住家被害; 全半壊・半壊・部分壊	日最大1時間降水量 期間降水量 最大瞬間風速	26.5mm 110.5mm 48.7m/s
H10.7.16	大雨	住家被害;床上浸水・床下浸水、 道路被害、橋梁被害、崖くずれ	日最大1時間降水量 日降水量	59.5mm 121.5mm
H11.9.23	台風18号	住家被害;一部破損・床上浸水・ 床下浸水、道路被害、河川被害、 崖くずれ、農産被害	日最大1時間降水量 期間降水量 最大瞬間風速	38.0mm 333.5mm 49.5m/s
H19.8.11	大雨	住家被害;床上浸水・床下浸水、 道路被害、河川被害、崖くずれ	日最大1時間降水量 日降水量	62.5mm 265.0mm
H22.8.31	台風7号	人的被害;軽傷、住家被害;全壊・ 半壊、被害船舶	日最大1時間降水量 日降水量 最大瞬間風速	22.5mm 76.5mm 33.5m/s
H25.10.8	台風24号	住民避難;自主避難	日最大1時間降水量 日降水量 最大瞬間風速	18.5mm 60.5mm 32.6m/s
H27.7.11	台風9号	人的被害;軽症、避難;避難勧告	日最大1時間降水量 日降水量 最大瞬間風速	20.0mm 222.5mm 33.7m/s
H30.9.28	台風24号	住家被害:床上浸水・床下浸水 大規模停電(長時間停電)	-	-

出典: 沖縄気象台

表 給水制限記録（抜粋）

年度	総日数	給水制限方法	降水量
昭和47年度	35	夜間6時間断水、夜間10時間断水	2,320
昭和52年度	169	夜間8時間断水（地域別、全地域）、24時間隔日給水	1,673
昭和56年度	259	夜間10時間断水、24時間隔日給水、隔日20時間給水	1,335
昭和57年度	67	夜間10時間断水、隔日20時間給水、24時間隔日給水	2,430
昭和63年度	33	夜間8時間断水、24時間隔日給水	2,010
平成元年度	26	24時間隔日給水	1,824
平成3年度	64	夜間8時間断水、24時間隔日給水	1,941
平成5年度	31	夜間8時間断水	1,458
平成6年度～	なし		

出典: 沖縄県企業局 HP

(2) 地震・津波

沖縄県において、列島の南東側の琉球海溝から北西側の沖縄トラフ周辺及び石垣島近海から台湾東方沖にかけて活発で、本市においても過去 10 年以内で震度3以上の地震が計測されている。

地震発生に伴う津波は、過去には昭和 35(1960)年のチリ地震津波において小学校校舎や橋梁の破壊、死者も確認される等甚大な被害を被った。近年においても、国内外の震源を問わず沖縄県全域で観測されている。

表 平成 20 年以降に市内で震度 3 以上を観測した地震

発生日月	震央地名	規模(M)	名護市の震度
H20. 7. 8	沖縄本島近海	6. 1	名護市港 : 震度 4 名護市宮里 : 震度 3
H22. 2. 27	沖縄本島近海	7. 2	名護市港 : 震度 4 名護市宮里 : 震度 3
H23. 11. 8	沖縄本島北西沖	7. 0	名護市港 : 震度 4 名護市宮里 : 震度 3 名護市豊原 : 震度 3
H26. 3. 3	沖縄本島北西沖	6. 4	名護市港 : 震度 3 名護市豊原 : 震度 3
H28. 9. 26	沖縄本島近海	5. 6	名護市港 : 震度 3

出典:名護市地域防災計画 資料編(平成 30 年 3 月)

表 地震発生に伴う津波

発生日月	原因となった地震	沖縄本島での津波観測状況
S35.5.23 (1960 年)	チリ地震津波(M9.5) 日本全国の死者 119 名 行方不明者 20 名	真喜屋小学校 全校舎・校地が破壊。死者 3 名。 屋我地大橋 全壊 大浦橋 全壊
H7.7.30	チリ北部の地震	那覇で 15 cmを観測
H18.11.15	千島列島東方の地震	那覇で 11cm、宮古島で 12cm、石垣島で 10cm、 与那国島 7cmを観測
H22.2.27	沖縄本島近海の地震	南城市安座真で 13cmを観測
H22.2.27	チリ中部沿岸の地震	那覇で 24 cm、南城市安座真で 34cm、宮古島で 43cm、石垣島で 20 cm、与那国島で8cm、南大東島8cmを観測
H23.3.11	東日本大震災(東北地方太平洋沖地震、M9.0・深さ24km)(三陸沖)	那覇で 60cm、南城市安座真で 37cm、宮古島で 65cm、石垣島で 23cm、与那国島で 14cm、南大東島で 19cmを観測 ※福島県相馬で高さ 9.3m以上、宮城県石巻市鮎川で高さ 8.6m以上の非常に高い津波を観測するなど、東北地方から関東地方北部の太平洋側を中心に、北海道から沖縄にかけての広い範囲で津波を観測した。
H27.9.17	チリ中部沿岸	那覇10cm、南城市安座真11cm、宮古島平良13cm、石垣島10cm、与那国4cm

出典:名護市地域防災計画 資料編(平成 30 年 3 月)より抜粋

(3) その他

その他の自然災害として、平成 24 年から令和元年の被害状況において大雨による土砂災害や冠水の被害が報告されている。また、平成 30 年 9 月 28 日の突風は竜巻と認定されている。

表 その他の自然災害

発生年月日	現象名	被害状況
H25.3.31	大雨・強風・突風	・死亡者:2 名(名護市)小型ボートが行方不明となり、翌日(4/1)海中で遺体が見つかった
H28.1.24~25	低温(みぞれ)	
H30.9.28	突風(竜巻)	・住家全壊:1 か所(名護市済井出) ・住家一部損壊:7 か所(名護市済井出) ・その他:樹木被害、車両被害、ビニールハウスシートの剥離
R1.6.26	大雨・突風	(突風による被害) ・樹木の幹折れや枝折れ、農作物の倒伏など(名護市)

出典:沖縄気象台 HP

2-2 名護市に影響を及ぼす大規模自然災害

2-2-1 想定するリスクの考え方

本市の強靱化の現状と課題を把握して推進すべき施策を設定するために、地震や豪雨等の具体的な被害想定や過去の災害事例を参考とする。

本計画で想定するリスクは、名護市に被害が生じる最大規模自然災害を基本としており、災害の規模等を限定するものではない。

2-2-2 地震により想定される被害

沖縄県の地震防災・減災対策の数値目標の基礎となる大規模地震・津波による物的・人的被害量等について、「沖縄県地震被害想定調査報告書(平成 25 年度)」に基づき、被害の概要を以下にまとめる。

(1) 想定地震

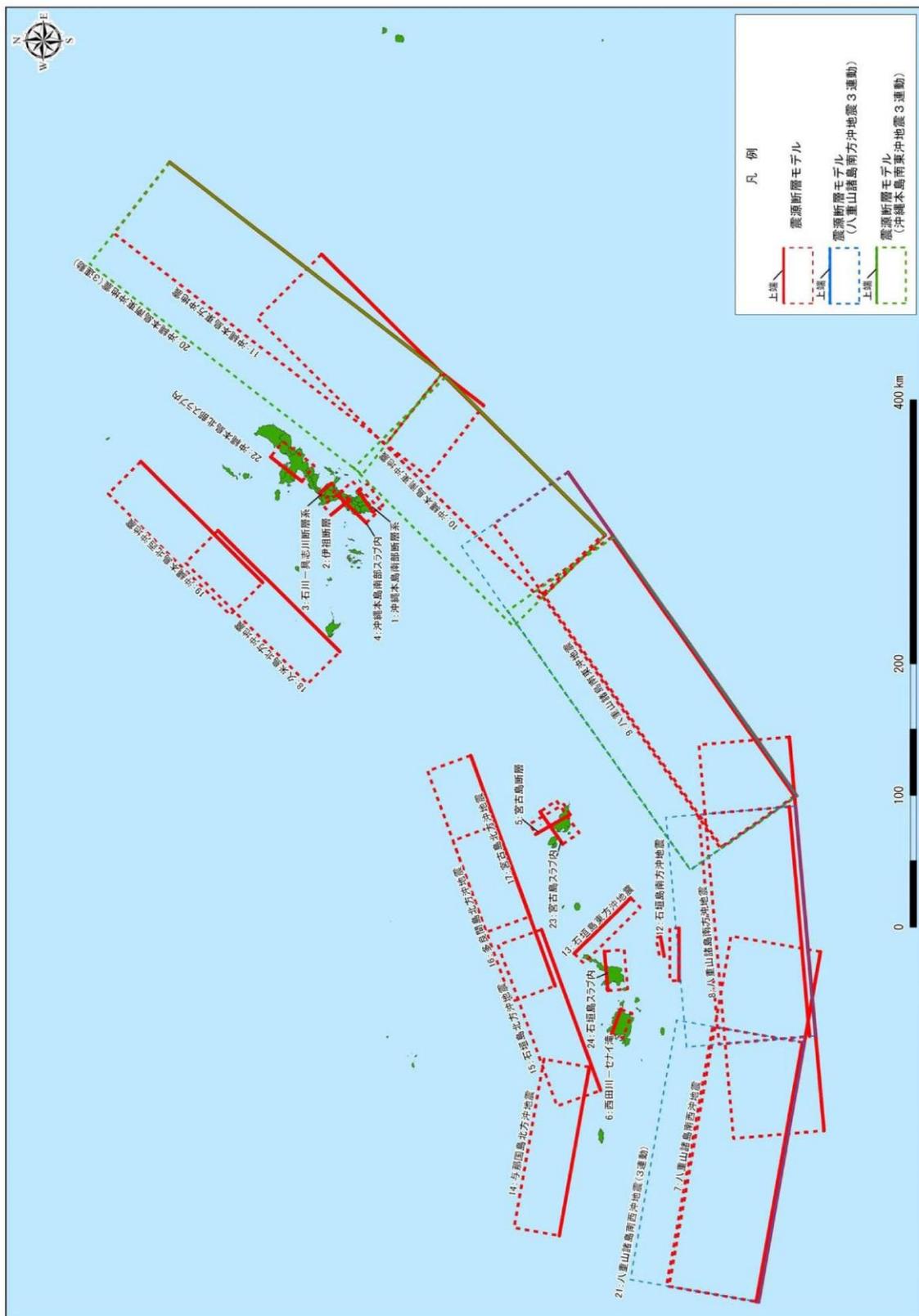
「沖縄県地震被害想定調査報告書(平成 25 年度)」では、沖縄県の陸域部及び周辺海域で発生するおそれがある地震の中から 20 の想定地震を設定し、被害予測を行っている。

このうち、本市において相対的に大きな被害が予測された地震の概要は、次に示すとおりである。

表 地震・津波被害予測の想定地震一覧

想定地震	タイプ	マグニチュード	最大震度	ゆれ等の特徴(予測最大震度)
沖縄本島南部スラブ内	内陸型	7.8	6 強	沖縄本島南～中部において震度が強い
沖縄本島南東沖地震	海溝型	8.8	6 弱	津波浸水深の最大値を示す
沖縄本島東方沖地震	海溝型	8.8	6 弱	津波浸水深の最大値を示す
久米島北方沖地震	海溝型	8.1	6 強	久米島、粟国島において震度が強い
沖縄本島北西沖地震	海溝型	8.1	6 弱	伊平屋島、伊是名島において震度が強い
沖縄本島南東沖地震 3 連動	海溝型	9.0	6 強	沖縄本島及び周辺島嶼広域において震度が強い
沖縄本島北部スラブ内	内陸型	7.8	6 強	沖縄本島中～北部において震度が強い

出典:沖縄県地域防災計画(平成 30 年 3 月)/平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査



出典:平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査

図 想定地震位置図

(2) 想定結果の概要

想定結果をみると、死者数は、沖縄本島南東沖地震3連動のケースが 1,814 人で最も多く、次いで沖縄本島東方沖地震の 1,628 人となっており、そのほとんどは津波によるものである。

建物被害(全壊)は、沖縄本島南東沖地震3連動のケースが 5,505 棟と最も多く、次いで久米島北方沖地震の 5,402 棟となっており、その多くが津波によるものである。ライフラインについても沖縄本島南東沖地震3連動の被害が最も多くなっている。

各想定地震の被害量は、次のとおりである。

表 名護市における地震・津波被害量予測一覧

想定地震		沖繩本島南部スラブ内地震	沖繩本島南東沖地震	沖繩本島東方沖地震	久米島北方沖地震	沖繩本島北西沖地震	沖繩本島南東沖地震3連動	沖繩本島北部スラブ内地震	
建物被害	全壊[棟]	地震	609	384	427	272	235	1,044	1,416
		津波	0	1,041	1,386	5,130	598	4,461	0
	半壊[棟]	地震	1,885	1,040	1,142	403	504	1,923	3,449
		津波	0	42	1,651	1,675	3,391	2,370	0
人的被害	死者[人]	地震	7	2	3	2	1	19	28
		津波	0	1,482	1,625	479	187	1,795	0
	負傷者[人]	地震	373	192	218	64	67	478	824
		津波	0	2,280	5,012	7,057	4,653	7,941	0
	要救助者[人]	地震	143	64	77	18	14	280	426
		津波	0	31	262	2,702	1,190	2,475	0
津波に伴う要搜索者数[人]		0	3,761	6,640	7,536	4,840	9,736	0	
ライフライン被害	上水道	断水人口[人]	41,403	24,654	29,810	18,545	4,230	54,498	55,366
	下水道	支障人口[人]	10,581	10,651	23,960	25,972	22,644	26,546	11,562
	電力	停電件数[軒]	3,107	4,641	6,162	11,041	1,677	13,497	5,822
	通信施設	不通回線数[回線]	2,274	3,950	5,322	11,003	1,732	11,871	4,302
避難者	避難所内[人]		812	3,056	10,223	13,496	10,524	17,306	1,666
	避難所外[人]		541	1,597	5,181	6,781	5,299	8,776	1,111
要配慮者被害[人]			172	649	2,170	2,865	2,234	3,674	354

出典:平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査

2-2-3 津波により想定される被害

(1) 切迫性の高い津波

沖縄県では、これまでの地震被害想定調査等で対象とされてきた将来発生すると予想される地震津波の波源を想定して、浸水区域等を予測した。

「沖縄県津波・高潮被害想定調査(平成 18・19 年度)」において示されている津波浸水想定モデルのうち、本市に関わりのある津波浸水想定モデルの概要は次のとおりである。

表 「沖縄県津波・高潮被害想定調査(平成 18・19 年度)」津波浸水想定モデル一覧

波源位置(モデル名)	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード (※)
① 沖縄本島北方沖(C01)	80 km	40 km	4m	7.8
② 沖縄本島南東沖(D01W)				
③ 沖縄本島南西沖(H9RF)				
④ 久米島北方沖(B04E)				
⑤ 久米島南東沖(C02)				

※マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

出典:沖縄県津波・高潮被害想定調査(平成 18・19 年度)

次ページに、津波浸水想定結果を示す。なお、津波の高さや時間等の意味は、次のとおりである。

沿岸の最大水位：沿岸の沖合で最大となる津波の水位

影響開始時間：沿岸の沖合の水位が、地震発生時から50cm上昇するまでの時間

津波到達時間：津波第一波のピークが沿岸の沖合に到達するまでの時間

最大遡上高：津波が到達する最も高い標高

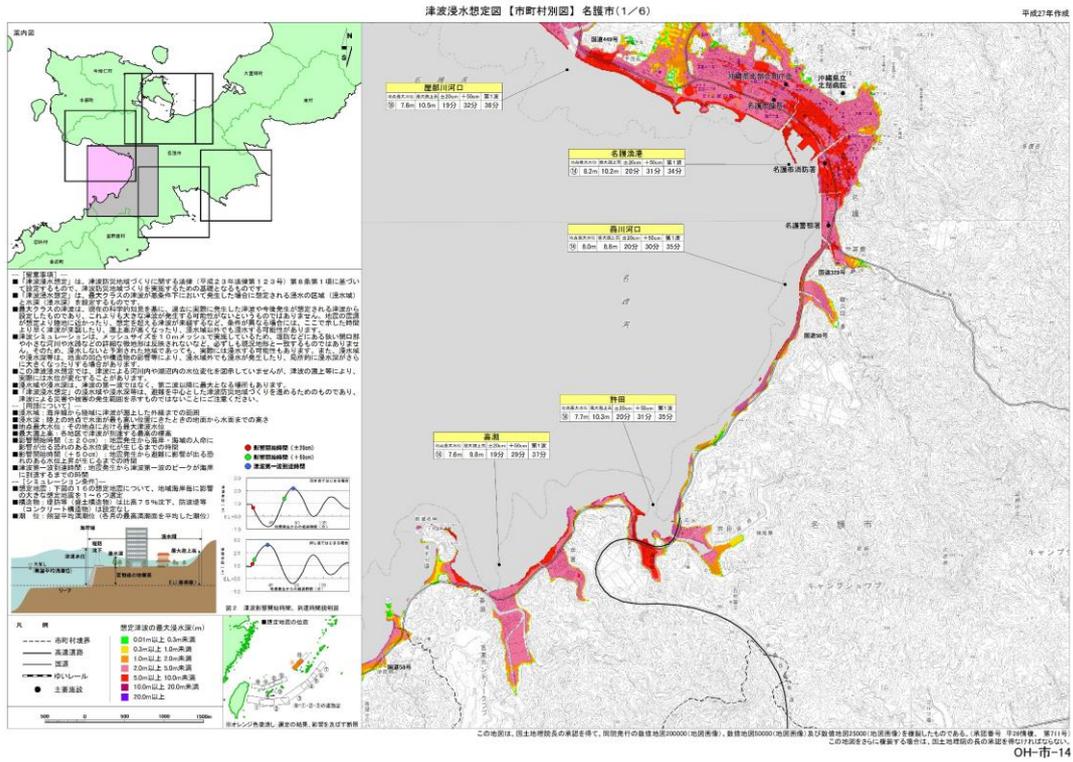


図 津波浸水想定図 (1/6)

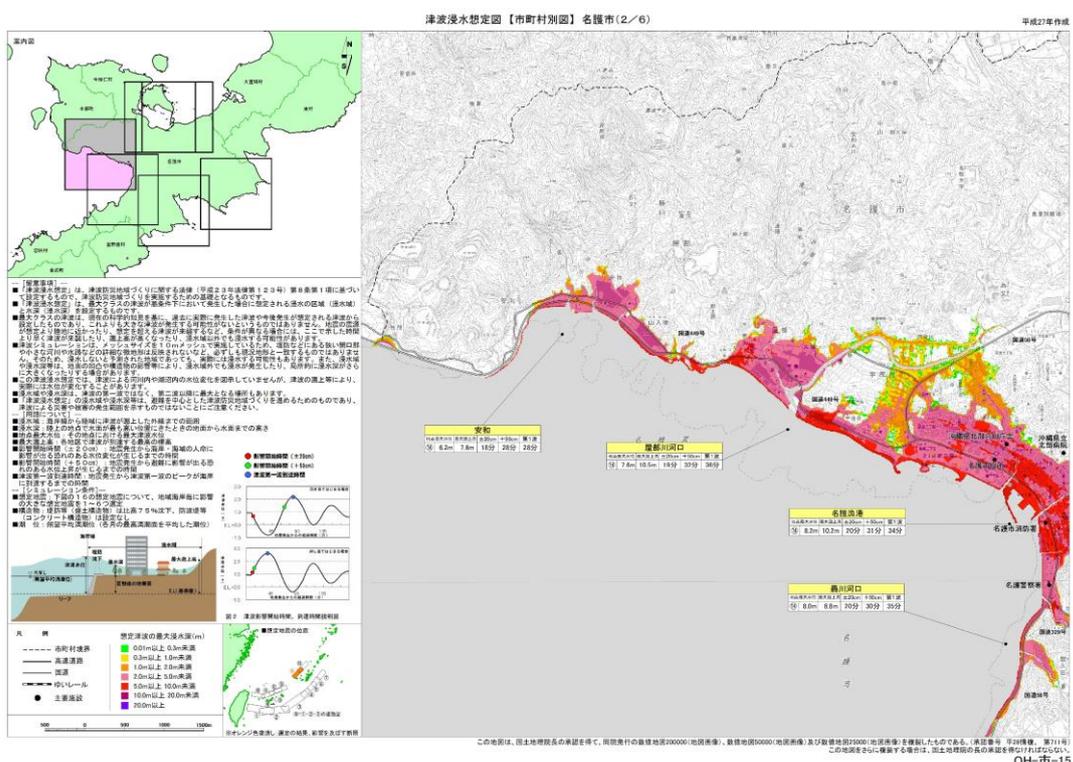


図 津波浸水想定図 (2/6)

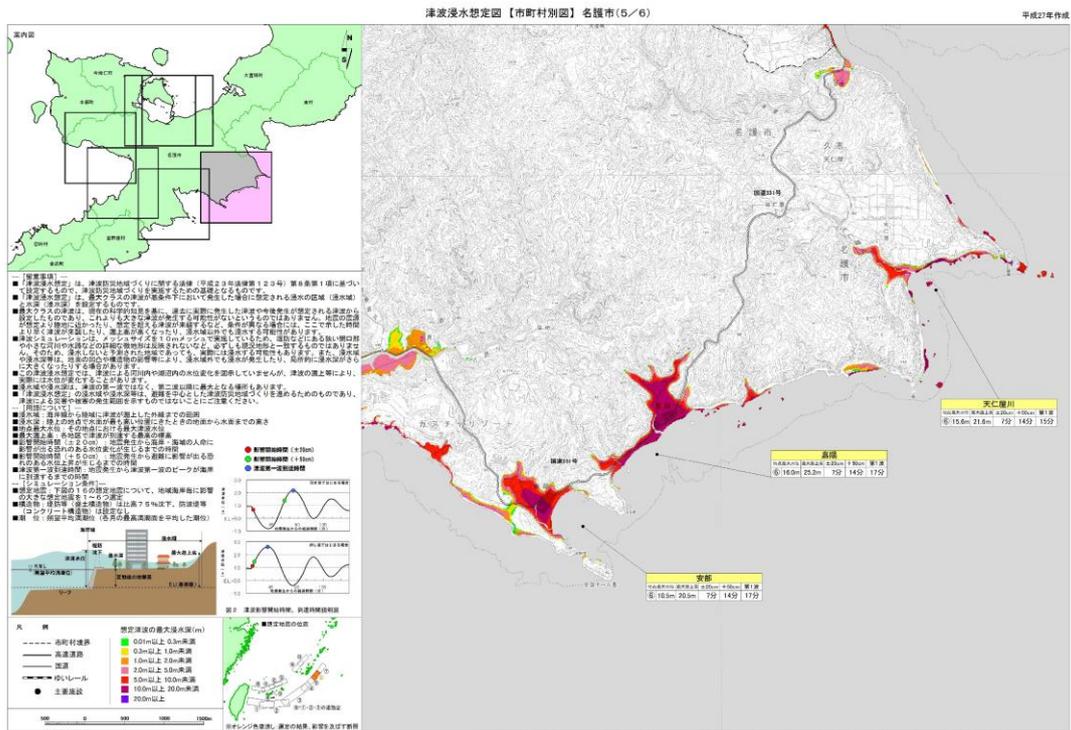


図 津波浸水想定図 (5/6)

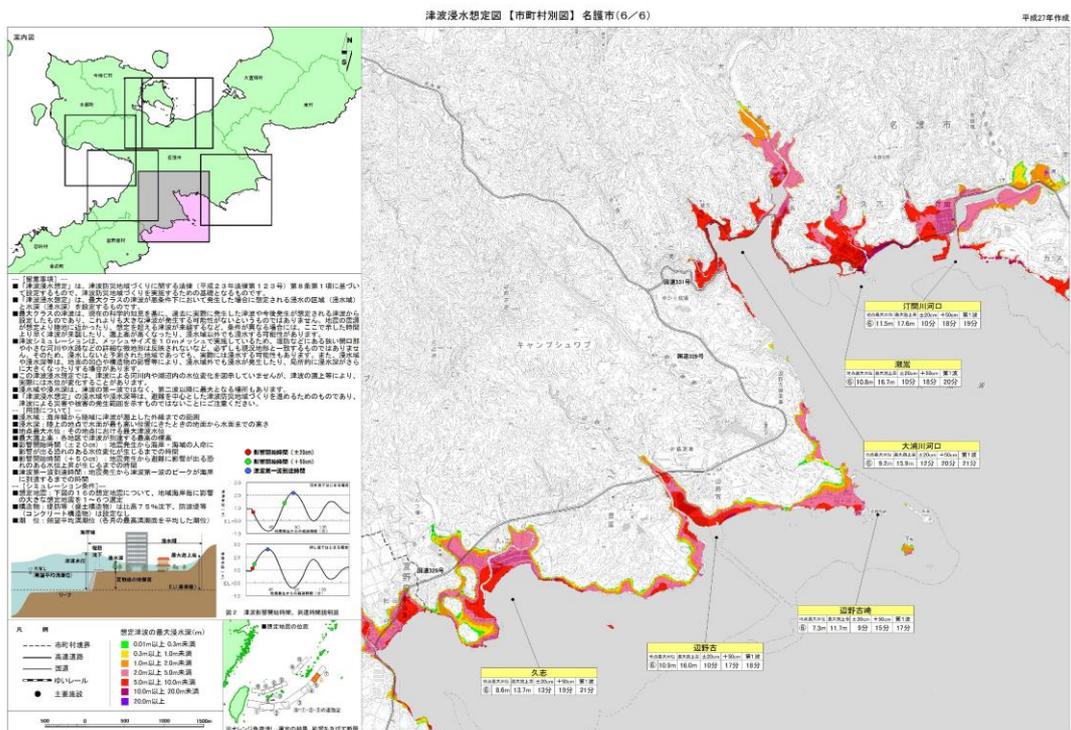


図 津波浸水想定図 (6/6)

(2) 最大クラスの津波

「沖縄県津波被害想定調査(平成 24 年度)」において、平成 24 年度までの調査研究を踏まえた学術的な知見から、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等が予測されている。なお、この予測結果は、東北地方太平洋沖地震による津波被害を鑑みて、琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード 9.0 に設定したものである。

「沖縄県津波被害想定調査(平成 24 年度)」において示されている津波浸水想定モデルのうち、本市に関わりのある津波浸水想定モデルの概要は次のとおりである。

表 「沖縄県津波被害想定調査(平成 24 年度)」津波浸水想定モデル一覧

波源位置 (モデル名)		断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード [*] (※)
④	沖縄本島南東沖地震	300km	70km	20m	8.8
⑤	沖縄本島東方沖地震	300km	70km	20m	8.8
⑫	久米島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑬	沖縄本島北西沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑭ 3連動	沖縄本島 南東沖地震	240km	70km	20m	9.0
		170km	70km	20m	
		260km	70km	20m	

※ マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

出典:沖縄県津波被害想定調査業務委託報告書(平成 25 年 3 月)

(3) 最大クラスの津波(津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定)

平成 24 年度の津波浸水想定以後、新たな知見(津波履歴等)を踏まえ、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等が予測されている。

なお、この予測結果は、沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード 8.2 に設定したものである。

「沖縄県津波被害想定調査(平成 26 年度)」において示されている津波浸水想定モデルのうち、本市に関わりのある津波浸水想定モデルの概要は次のとおりである。

表 「沖縄県津波被害想定調査(平成 26 年度)」津波浸水想定モデル一覧

波源位置 (モデル名)		断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード [*] (※)
④	沖縄本島南方沖地震	100km	50km	12m	8.2
⑤	沖縄本島南東沖地震	100km	50km	12m	8.2
⑥	沖縄本島東方沖地震	100km	50km	12m	8.2
⑦	沖縄本島北東沖地震	100km	50km	12m	8.2
⑭	久米島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑮	沖縄本島北西沖地震	130km	40km	8m	8.1

※ マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

出典:沖縄県津波被害想定調査(平成 27 年 3 月)

2-2-4 地震・津波以外の災害想定

(1) 台風

台風の接近により暴風雨、豪雨による被害が予想され、沖縄県が大規模な被害を受けた3つの台風を事例に、本市においても同規模の災害を想定する。

ただし、現在の社会状況等から死傷者、住宅等の被害数は変動することを考慮する。

① 昭和32年台風第14号フェイ

襲来年月日	昭和32年(1957年)9月25日、26日
最大風速	47.0m/s(那覇)
最大瞬間風速	61.4m/s(那覇)
降水量	70.7mm(那覇、25~26日)
死傷者・行方不明者	193名(うち死者及び行方不明者131名)
住宅全半壊	16,091戸

② 第2宮古島台風(昭和41年台風第18号コラ)

襲来年月日	昭和41年(1966年)9月5日
最大風速	60.8m/s(宮古島)
最大瞬間風速	85.3m/s(宮古島)
降水量	297.4mm(宮古島、3~6日)
傷者	41名
住宅全半壊	7,765戸

③ 平成15年台風第14号マエミー

襲来年月日	平成15年(2003年)9月10日、11日
最大風速	38.4m/s(宮古島)
最大瞬間風速	74.1m/s(宮古島)
降水量	470.0mm(宮古島、9~12日)
死傷者	94名(うち死者1名)
住宅全半壊	102棟(うち全壊19棟)

(2) 高潮（浸水想定）

県は、本県に来襲する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧(最低中心気圧 870hPa)を想定して、波浪と高潮による浸水区域を予測している。

調査は平成 18 年度に本島沿岸域を対象に実施しており、本市に関する予測結果の概要及び高潮浸水予測図は次のとおりである。

表 沖縄本島沿岸域における高潮浸水予測

対象	想定台風の経路	台風の名称	浸水予測
本島沿岸域	① 沖縄本島西側を北上	5115 (RUTH)	本島南部では海岸に沿って広がっている低地、本島北部や周辺諸島では海岸や河川に沿って点在する低地が浸水
	② 沖縄本島南側を西進	6123 (TILDA)	
	③ 沖縄本島東側を北上	7920(TIP)	

出典：沖縄県津波・高潮被害想定調査業務委託(平成 19 年 3 月)/沖縄県地域防災計画(平成 30 年 3 月)

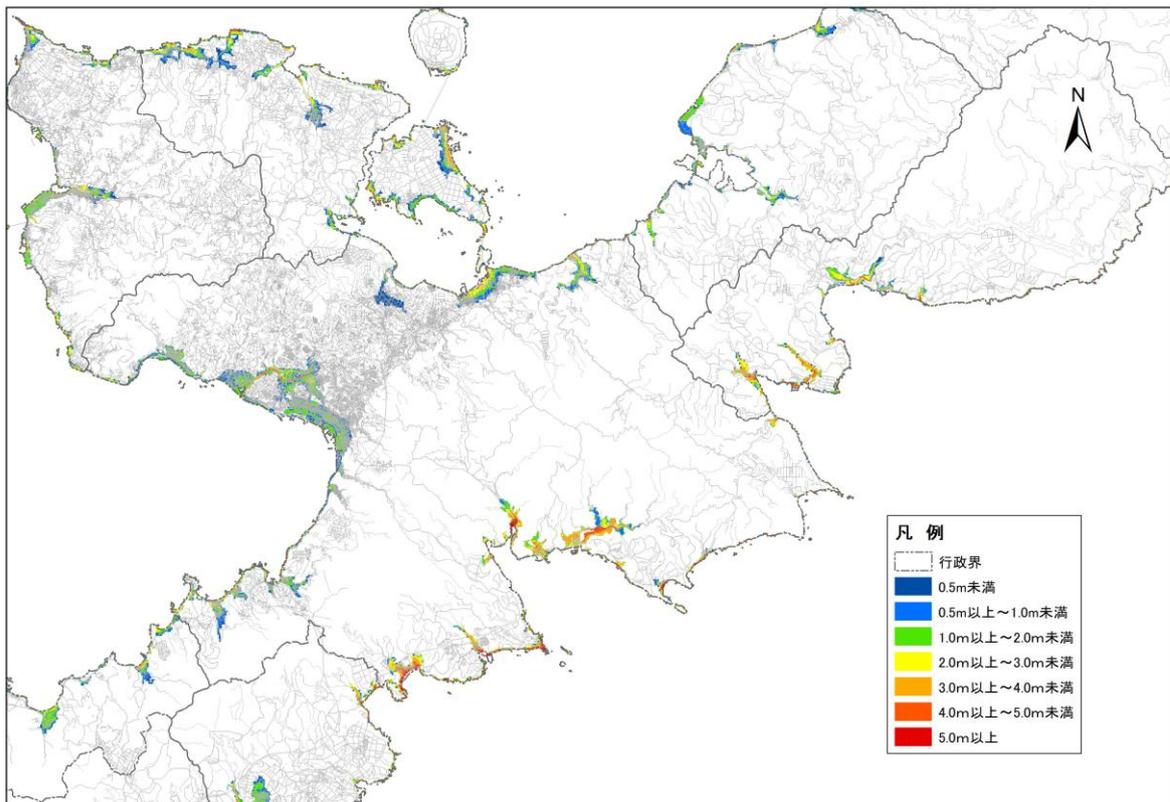


図 高潮浸水予測図

高潮浸水予測図 市町村別 名護市(1/6)

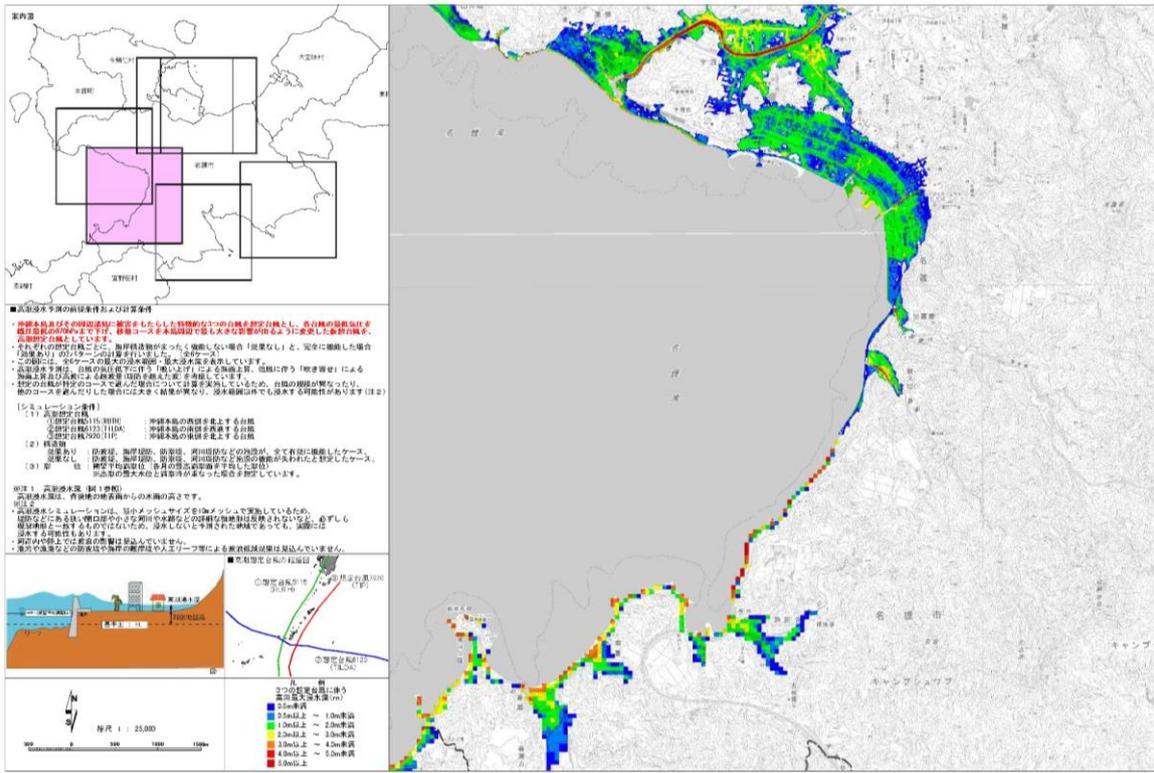


図 高潮浸水予測図【拡大】(1/6)

高潮浸水予測図 市町村別 名護市(2/6)

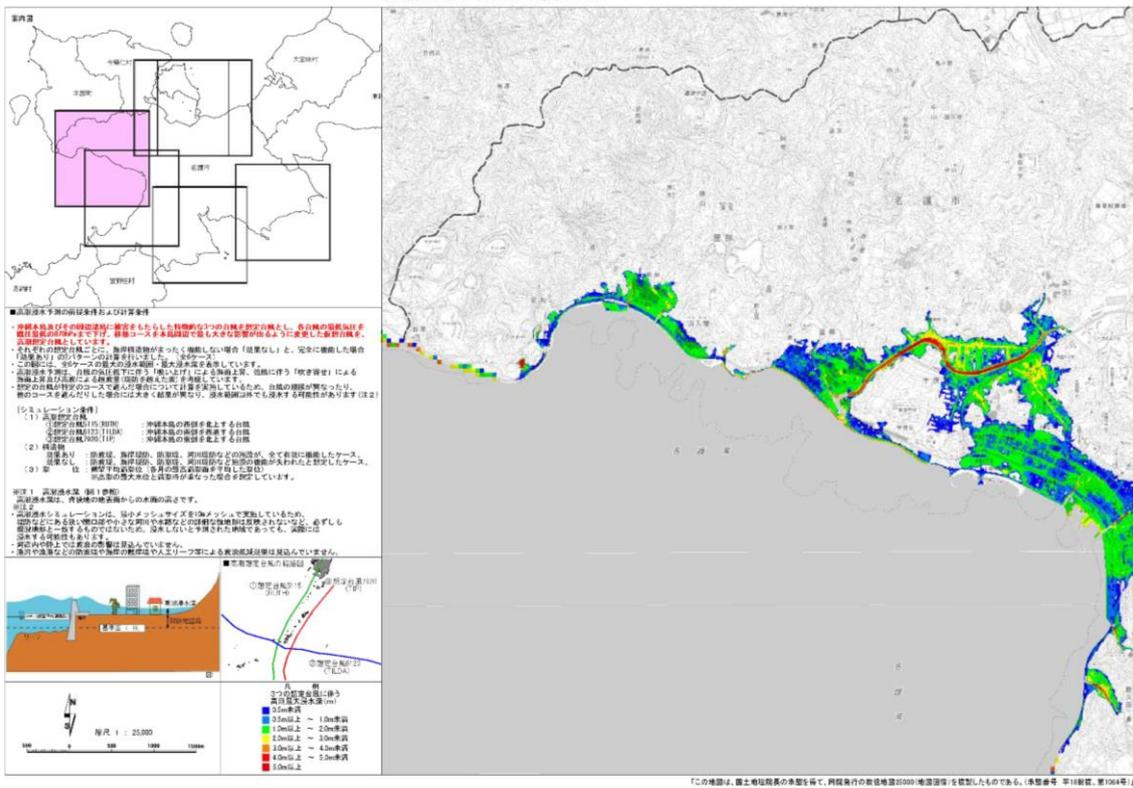


図 高潮浸水予測図【拡大】(2/6)

高潮浸水予測図 市町村別 名護市(3/6)

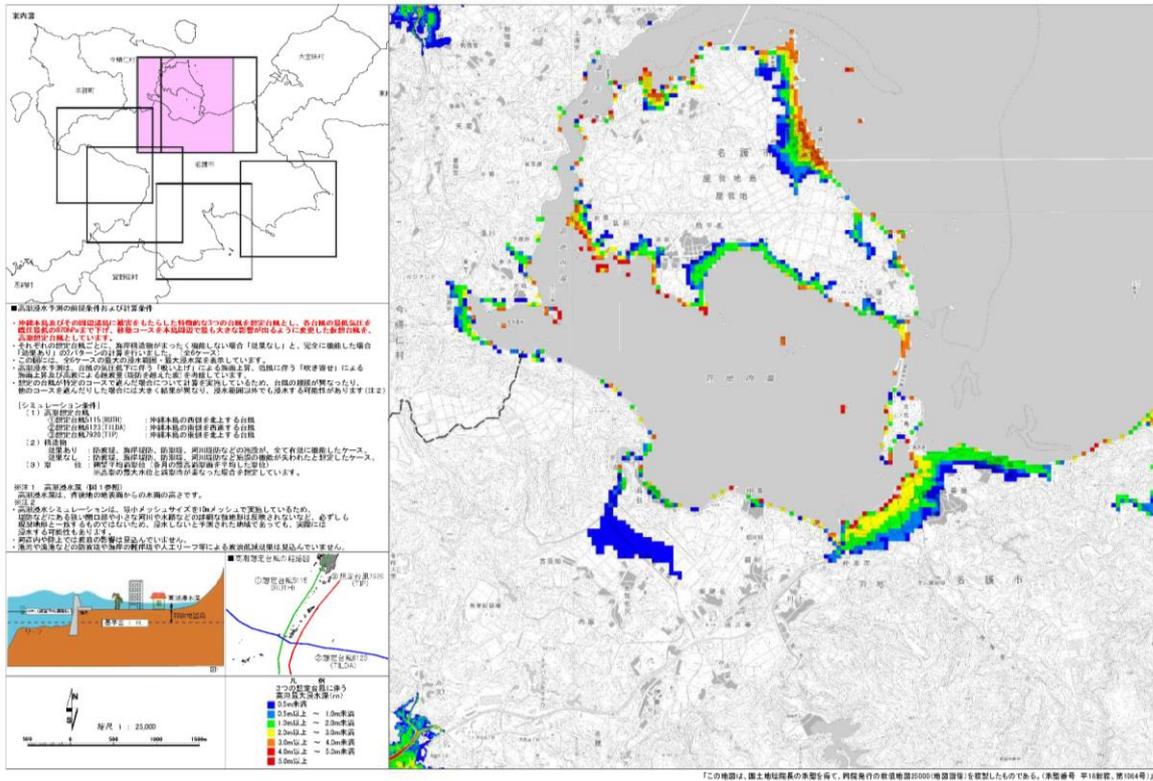


図 高潮浸水予測図【拡大】(3/6)

高潮浸水予測図 市町村別 名護市(4/6)

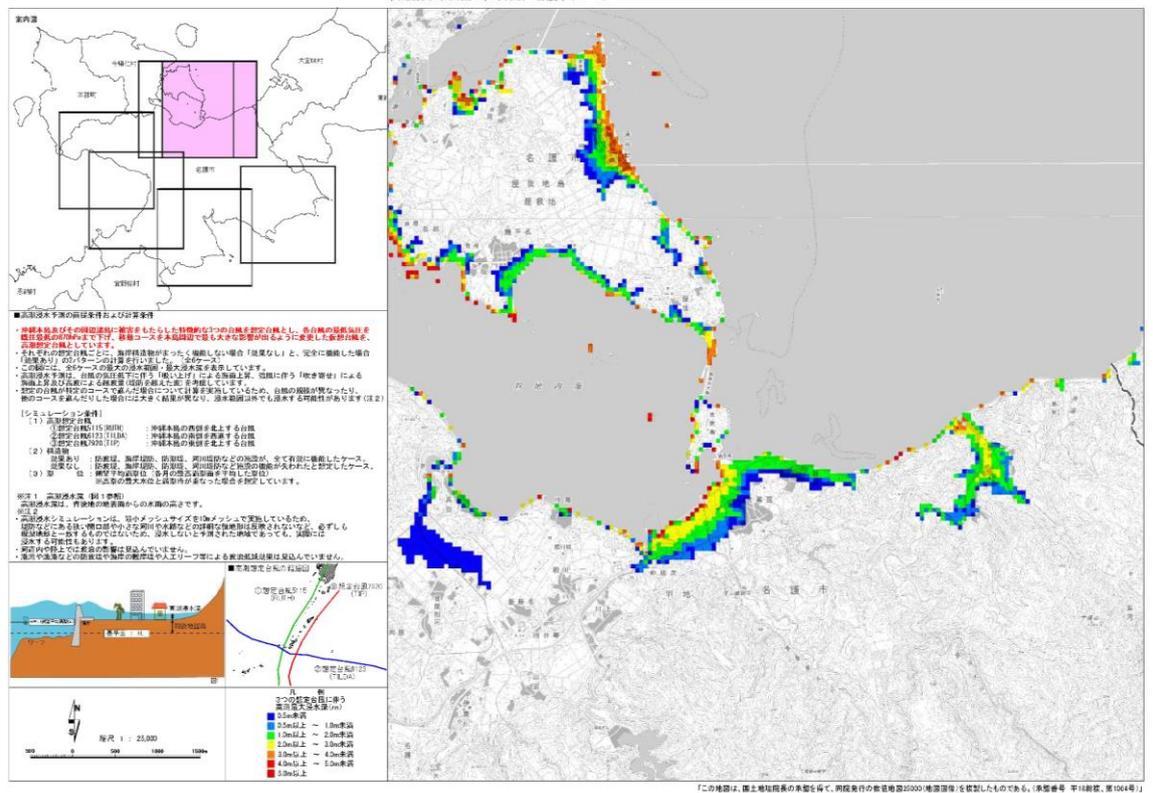


図 高潮浸水予測図【拡大】(4/6)

高潮浸水予測図 市町村別 名護市(5/6)

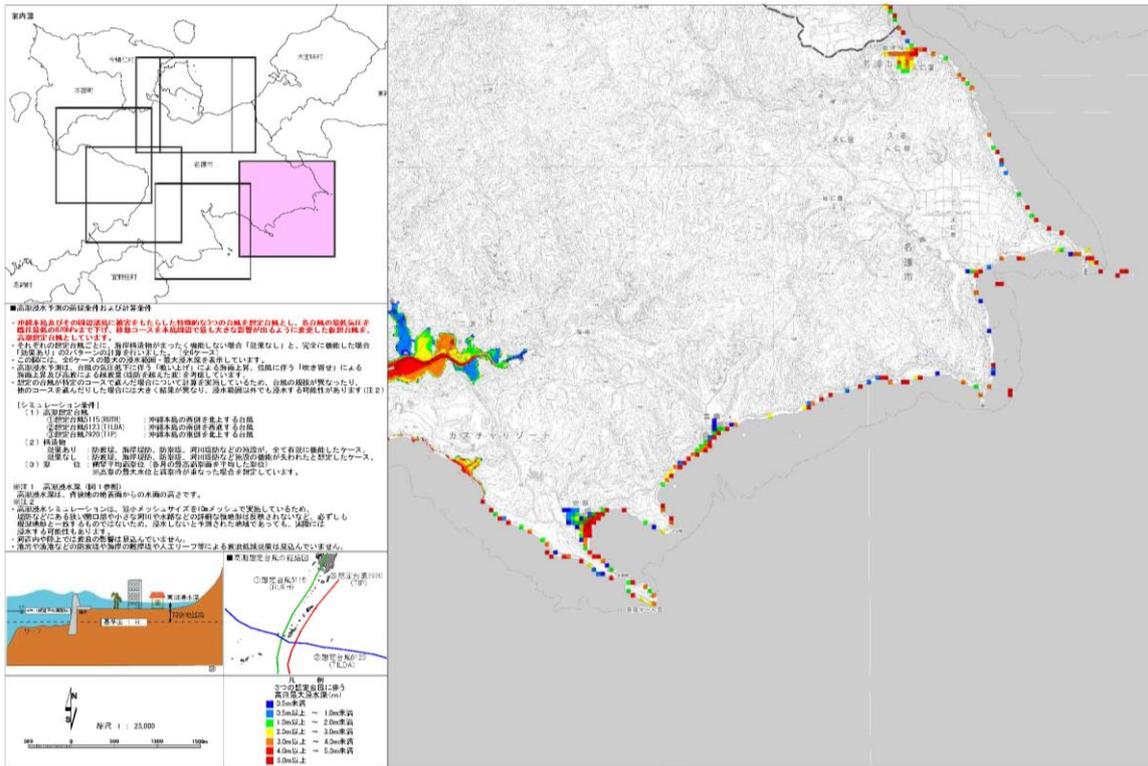


図 高潮浸水予測図【拡大】(5/6)

高潮浸水予測図 市町村別 名護市(6/6)

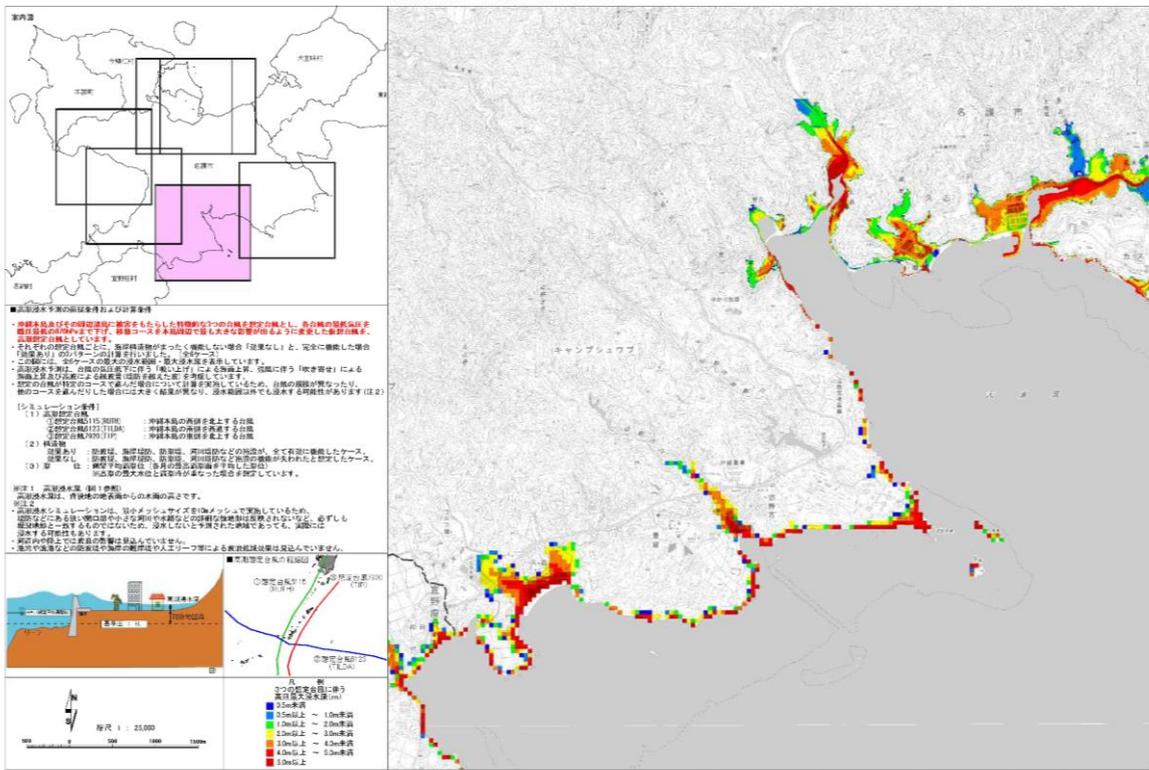


図 高潮浸水予測図【拡大】(6/6)

(3) 土砂災害（危険箇所・区域）

本市は、国頭脊梁山地が北東から南西に走っており、起伏が急峻で山の傾斜が急な上に地質がもろいという特徴のため、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所等の危険箇所が多く分布しており、豪雨時や地震に伴う二次災害として、がけ崩れや土石流、地すべり等が発生した場合、大きな被害が予想される。

表 土砂災害危険箇所一覧（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区 分			指定箇所・地区数	
土砂災害危険箇所	土石流危険渓流	I	31	245
		II	21	
		III	13	
		合計	65	
	急傾斜地崩壊危険箇所	I	71	
		II	108	
		III	0	
		合計	179	
地すべり危険箇所		1		
山地災害危険地区	山腹崩壊危険地区		24	77
	崩壊土砂流出危険地区		53	
	地すべり危険地区		0	

出典：令和元年度沖縄県防水計画

なお、「急傾斜地崩壊危険箇所」及び「土石流危険渓流」の概要は以下のとおりである。

表 土砂災害危険箇所の概要

区 分		概 要	
土砂災害危険箇所	土石流危険渓流箇所	土石流危険渓流Ⅰ	土石流危険区域内に人家が5戸以上等(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設等のある場合を含む)ある場合の当該区域に流入する渓流
		土石流危険渓流Ⅱ	土石流危険区域内に人家が1～4戸ある場合の当該区域に流入する渓流
		土石流危険渓流に準ずる渓流Ⅲ	土石流危険区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内にあること等、一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する渓流
	急傾斜地崩壊危険箇所	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	被害想定区域内に人家5戸以上等(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設等のある場合を含む)ある箇所
		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	災害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所
		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ	被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等、一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所
	地すべり危険箇所		地すべりが発生する可能性があり、人家、河川、鉄道、官公署に被害を生ずる恐れのある箇所
山地災害危険地区	山腹崩壊危険地区	山崩れや落石等による災害が発生するおそれがある地区	
	崩壊土砂流出危険地区	山崩れ等によって発生した土砂が土石流となって流出し、災害が発生するおそれがある地区	
	地すべり危険地区	地すべりによる災害が発生するおそれがある地区	

出典: 沖縄県HP

また、本市において、「土砂災害区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)に基づく指定区域」は、イエローゾーンが 298 箇所、そのうちレッドゾーンが 190 箇所(令和 2 年 3 月現在)指定されている。

表 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定箇所数 (令和2年3月現在)

	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)				土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)			
	急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	計	急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	計
指定箇所数	226	71	1	298	142	48	0	190

出典: 沖縄県土木建築部 北部土木事務所HP

表 土砂災害警戒区域・特別警戒区域の概要

名称	概要	講じられる施策
土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害が発生した場合、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域として、県知事が指定した区域	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害の恐れのある土地を公示 ・区域ごとの情報伝達体制や避難に関する事項等を市町村地域防災計画に記載 ・土砂災害情報等の伝達方法、避難場所等を記載した土砂災害ハザードマップの作成・配布
土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域として、県知事が指定した区域	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の構造規制(居室を有する建築物は、土砂の崩壊に対して安全な構造を確保) ・住宅宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為は基準に従ったものに限って許可 ・著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告

出典: 名護市地域防災計画(平成30年3月)

3 強靱化の基本的な考え方

3-1 基本目標

いかなる災害等の発生に対しても、以下の①～④を基本目標とし、地域強靱化を推進する。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 本市の重要な機能が致命的な障害をうけず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

3-2 事前に備えるべき目標

4つの基本目標を達成するため、以下の①～⑧のとおり事前に備えるべき目標を定める。

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- ③ 災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤ 経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない
- ⑥ 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

3-3 地域強靱化を推進する上での基本的な方針

大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限に活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 地域強靱化の取組姿勢

- ① 本市の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
- ② 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
- ③ 市内各地域の特性を踏まえ、地域間の連携を強化するとともに、災害に強いまちづくりを進めることにより、地域を活性化し、個性と活力にあふれる持続可能な発展につなげていく視野を持つこと。
- ④ 本市の経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ② 「自助」、「互助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官(国、県、市町村等)と民(住民、民間事業者等)が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ③ 非常時に防災、減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- ① 社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ② 限られた資本を最大限に活用するため、既存の社会資本の有効活用、民間資金の積極的な活用等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ③ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ④ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ② 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。
- ③ 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

4 脆弱性評価と強靱化の推進方針

4-1 脆弱性評価

地域強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価を行い、それに基づき本計画の施策を定めることとする。

4-1-1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととし、その妨げになるものとして、沖縄県国土強靱化地域計画及び本市の地域特性を踏まえ、項目の追加や削除、表現の修正を行い、8つの「事前に備えるべき目標」と39の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
1	人命の保護が最大限図られる	1-1	市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市土の脆弱性が高まる事態
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
		2-8	市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による救助活動の長期遅延
3	災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-3	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
		3-4	庁舎等施設の被災に伴うシステムダウンによる行政機能の停止
4	災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
		4-4	情報通信機能の麻痺・停止により、情報収集・伝達ができない事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
5	経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断、基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	食料等の安定供給の停滞
		5-4	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や大規模火災の発生、海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

4-1-2 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定

沖縄県国土強靱化地域計画において設定された施策分野をもとに、本市の特性を踏まえて 10 の個別施策分野及び2つの横断的分野を設定した。

個別施策分野	横断的分野
① 行政機能	① リスクコミュニケーション
② 住宅・都市	② 老朽化対策
③ 保健医療・福祉	
④ 情報通信	
⑤ エネルギー・産業	
⑥ 交通・物流	
⑦ 農林水産	
⑧ 市土保全	
⑨ 環境	
⑩ 市土利用	

4-1-3 脆弱性評価結果

39 の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」ごとに、それを回避するための施策を抽出し、当該施策で対応が十分かどうか、課題等の分析・評価を実施した。

評価結果は、別紙1のとおりである。

4-2 推進すべき施策の方針

4-2-1 リスクシナリオごとの施策の推進方針

前項の脆弱性評価を踏まえ、設定したリスクシナリオごとの施策の推進方針と優先的に取り組む個別具体的施策を示す。

これらの強靱化施策の推進に当たっては、リスクシナリオごとの強靱化施策が分野横断的な施策群であり、いずれも、複数の主体が連携して行う取組により一層の効果が発現することを踏まえ、関係者間で重要業績指標等の具体的数値指標に関係するデータを共有する等、推進方針に掲げた目標の実現に向けて実効性・効率性が確保できるよう十分に留意することとする。

目標1：人命の保護が最大限図られる

1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

重点施策（実行力のある消防防災体制等の強化）

- 東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模災害など様々な状況に対応できる実行力のある消防防災体制及び危機管理体制の強化を図る。このため、避難施設・避難経路等の整備や備蓄物資の確保促進、医療機関との連携強化など、避難・救護体制の整備を推進する。
- 地域における防災力の向上については、ハザードマップや災害時避難行動要支援者避難支援計画の作成促進、防災訓練や避難訓練の充実等を図るとともに、多様な主体の自主的な取組への支援等を行う。また、現有する消防力のみでは対応困難となることを想定し、近隣消防（北消連）並びに県内消防本部との連携強化を図るとともに、消防団とより密接な関係を構築し、あらゆる災害に対応できる体制を構築する。

【市、関係機関】

重点施策（地域防災組織の拡充）

- 地域における防災力の向上のため、市民の防災意識の向上、防災教育の促進を図るとともに自主防災組織の普及拡大等を図る。

【市、市民】

重点施策（緊急輸送機能等の確保）

- 災害時の輸送手段及び代替性の確保については、道路管理者が連携・協力して緊急輸送道路等の耐震化等を推進する。
- 漁港等の緊急物資輸送機能を有する施設の整備や運航の確保については、関係機関と連携を図るほか、必要に応じて自衛隊ヘリの災害派遣要請や民間ヘリ等の応援要請を迅速にできる体制を構築する。また、緊急輸送道路に埋設されている上下水道施設の耐震化等を推進する。

【国、県、市、関係機関】

(密集市街地等の整備改善と避難地の確保)

- 密集市街地等における防災機能の改善については、老朽建築物の建て替えや狭あい道路の整備、防災機能を付加した都市公園等の整備を促進する。
- 民間施設の指定も含め、避難所、避難場所の確保に取り組む。

【国、県、市、関係機関、民間、市民】

(道路施設等の整備及び耐震化対策の推進)

- 生活基盤の機能維持・強化として、国や県と連携して道路など公共施設の整備及び耐震化対策、老朽化対策及び長寿命化対策に取り組む。

【国、県、市】

重点施策 (学校施設の耐震化対策等の推進)

- 児童・生徒等の人命を守るため、学校施設の耐震化対策、長寿命化対策等に取り組む。
- 学校施設は非常災害時に地域住民の避難所としての役割も果たすことから、構造体の耐震化対策はおおむね完了しているが、天井材や外壁などの非構造部材の損傷により使用できない事態が想定されるため、非構造部材の定期点検等の対策に取り組む。また、ブロック塀の対策についても検討を行う。

【市】

重点施策 (社会福祉施設等の耐震化)

- 社会福祉施設等について、施設管理者による耐震化対策、老朽化対策等を促進するとともに、児童館の安全性の確保に取り組む。

【市、関係機関】

(建築物等の総合的、計画的な安全対策の推進)

- 耐震改修促進計画に基づき、住宅の耐震性の向上、多数の者が利用する建築物（防災時の拠点となる建築物を含む）の耐震診断及び耐震改修の促進、市有建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に取り組む。
- 民間建築物については、建物所有者等に対する積極的な普及啓発や相談窓口の設置等により、耐震診断・改修を行いやすい環境の整備や、負担軽減のための制度を構築するなど、耐震化の促進を図る。
- 公共建築物については、施設管理者が速やかに耐震診断を実施し、計画的な耐震化に取り組む。また、公共施設等総合管理計画における方針「老朽化対策と長寿命化の推進」に基づき、適切な点検・診断等の実施、旧耐震基準による施設の計画的な耐震化等の実施、安全の確保に取り組む。

【国、県、市、民間、市民】

(常備消防の強化)

- 常備消防の体制・装備資器材や訓練環境の更なる充実強化、整備を図るとともに、通信基盤及び施設の堅牢化、高度化を図る。

【市】

重点施策（消防施設等の整備）

- 消防車両や器具及び消防水利不足地域に消防水利を適正に配置することで、より強固な消防体制を確立し、各種災害の未然防止と被害の軽減に資することのできる体制を構築する。

【市】

重点施策（地域防災力の向上）

- 消防団の充実強化や研修・訓練等の充実を図るなどソフト対策を組み合わせ消防団の消防力向上を図る。また、消防団の活動を継続していくため、消防団活動安全マニュアルを策定するなど消防団員に対する安全対策の徹底を図る。
- 市内のコンビニエンスストアに配置したAEDが災害時にも活用されるように、平時から適正に維持管理を行うとともに、地域の防災訓練や救命講習会等で、取り扱いや応急手当の重要性について啓発を行う。

【市、関係機関、市民】

●具体的施策と重要業績指標

施策名	(担当部署)具体的施策	重要業績指標	
実行力のある消防防災体制等の強化	(総務部) ・備蓄品の確保 ・発電機の設置 ・ハザードマップの作成、更新	・備蓄品の確保量の維持	現状値 人口比 20%分の 3食3日分:100% (R2)
	(福祉部) ・災害時避難行動要支援者名簿への情報追加 ・社会福祉法人の取組への支援	・要支援者名簿の作成割合	現状値 : - (R2)
	(消防本部) ・県内消防本部の相互応援協定の継続		
地域防災組織の拡充	(総務部) ・自主防災組織の設立支援	・自主防災組織の設立数	現状値 :12/55 団体(R2)
緊急輸送機能等の確保	(環境水道部) ・防災安全交付金(社会資本整備総合交付金)		
学校施設の耐震化対策等の推進	(教育委員会) ・学校施設における非構造部材の定期点検等の対策	・学校施設における非構造部材の安全点検実施率	現状値 : - (R2)
社会福祉施設等の耐震化	(こども家庭部、教育委員会) ・児童館の安全性確保に向けた施設整備 ・博物館整備(R7~8 予定)		
消防施設等の整備	(消防本部) ・整備計画に基づく資機材及び車両の確保・更新		
地域防災力の向上	(消防本部) ・コンビニエンスストアへのAED設置及び講習会の実施	・講習会実施回数	現状値 : - (R2)

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

重点施策（実行力のある消防防災体制等の強化）（再掲）

- 東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模災害など様々な状況に対応できる実行力のある消防防災体制及び危機管理体制の強化を図る。このため、避難施設・避難経路等の整備や備蓄物資の確保促進、医療機関との連携強化など、避難・救護体制の整備を推進する。
- 地域における防災力の向上については、ハザードマップや災害時避難行動要支援者避難支援計画の作成促進、防災訓練や避難訓練の充実等を図るとともに、多様な主体の自主的な取組への支援等を行う。

【市、関係機関】

重点施策（地域防災組織の拡充）（再掲）

- 地域における防災力の向上のため、市民の防災意識の向上、防災教育の促進を図るとともに自主防災組織の普及拡大等を図る。

【市、市民】

（高潮等対策）

- 高潮対策については、高潮、波浪、潮風害等の自然災害から市民の生命や財産を守るため、関係機関と連携を図って景観や生態系などの自然環境に配慮した海岸保全施設整備を促進する。
- 地震・津波対策については、歴史的見地等から想定される最大クラスの地震・津波の発生に際しても人的・物的被害を最小化するため、迅速な避難行動のための体制整備、市民の防災意識の啓発・向上、地震・津波に強いまちづくりなどソフト対策とハード対策を組み合わせた防災対策全体の再構築に取り組む。
- これらの取組に対し、市は国・県と連携・協力するとともに、必要な要請を行う。

【国、県、市、関係機関】

（水産基盤施設における防災対策の強化）

- 生活基盤の機能維持・強化として、漁港など水産基盤施設の耐震化対策等に取り組むこととし、漁港施設の機能保全対策、改良等機能強化対策を行う。

【県、市】

重点施策（津波に対する警戒避難体制・手段の整備）

- 津波に対する警戒避難体制・手段の整備として、避難ルート及び避難施設の指定や危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備に取り組む。

【市】

重点施策（津波危険に関する啓発）

- 津波危険に関する啓発として、津波ハザードマップの普及、津波避難訓練の実施、津波防災教育の促進に取り組む。

【市】

●具体的施策と重要業績指標

施策名	(担当部署)具体的施策	重要業績指標	
実行力のある消防防災体制等の強化	(総務部) ・備蓄品の確保 ・発電機の設置 ・ハザードマップの作成、更新	・備蓄品の確保量の維持	現状値 人口比 20%分の 3食3日分:100% (R2)
地域防災組織の拡充	(総務部) ・自主防災組織の設立支援	・自主防災組織の設立数	現状値 :12/55 団体(R2)
津波に対する警戒避難体制・手段の整備	(総務部) ・多様な機器等の機能向上、運用の充実		
津波危険に関する啓発	(総務部) ・ハザードマップの作成、更新		

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(市街地等の浸水対策)

- 下水道による市街地等の浸水対策については、雨水幹線や貯留浸透施設等の整備を推進するとともに、内水ハザードマップの作成や住民等による自助を組み合わせることにより、総合的かつ効率的な浸水対策を推進する。

【市、市民】

(河川施設の整備)

- 地震災害を念頭にした河川護岸の災害防止に向け、国や県と連携して河川護岸施設の整備や堆積土砂の浚渫工事等の河川改修事業等を促進する。
- 慢性的な浸水低地帯については、建築物の新築、改築等に際し、地盤面の嵩上げを促進する。

【国、県、市】

1-4 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市土の脆弱性が高まる事態

(土砂災害対策)

- 土砂災害等の危険がある区域での整備事業については、県の取組との連携を図るとともに、災害時における警戒避難体制の整備や市民への情報提供に取り組む。

【県、市】

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

重点施策（防災情報システム等の拡充強化）

- 市民、観光客等への迅速な情報提供として、沖縄県防災情報システム（Lアラート）や、全国瞬時警報システム（Jアラート）及び防災行政無線、緊急エリアメール等の手段の活用を図るなど、情報提供手段の多様化を推進する。

【市】

重点施策（地域防災組織の拡充）（再掲）

- 地域内で情報伝達の不備等により避難行動が遅れることのないよう、自主防災組織の拡充に取り組む。

【市、市民】

重点施策（通信施設や放送設備の災害予防）

- 災害用情報通信手段の確保や情報通信機器等の充実、通信設備等の不足時の備えや停電時の備え、サーバの本庁からの移転等の対策に取り組む。

【市】

（情報の収集・伝達体制の確保）

- 消防活動において、災害に応じた多種多様な情報伝達手段の確立・通信設備の充実を図る。
- 定期的に国、県、市、各防災関係機関との情報伝達訓練を実施し、消防で保有する各種通信機器の取り扱い及び情報収集・伝達要領について習熟する。
- 大規模災害時には、市の同報・移動系の各種防災無線機器を活用して情報伝達・情報の共有化を図る。

【国、県、市、関係機関】

●具体的施策と重要業績指標

施策名	（担当部署）具体的施策	重要業績指標	
防災情報システム等の拡充強化	（総務部） ・緊急エリアメールの活用 ・多様な機器等の機能充実		
地域防災組織の拡充	（総務部） ・自主防災組織の設立支援	・自主防災組織の設立数	現状値 :12/55 団体(R2)
通信施設や放送設備の災害予防	（総務部） ・多様な機器等の機能向上、運用の充実		

目標2：災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

重点施策（災害時における事業者等との連携強化）

- 被災者への食料等の供給、緊急物資の輸送、公共土木施設の復旧等の応援対策を迅速に実施するため、民間事業者等との協定締結などにより連携を強化し、協働で取り組む。

【市、民間】

（緊急輸送機能等の確保）（再掲）

- 災害時の輸送手段及び代替性の確保については、道路管理者が連携・協力して緊急輸送道路等の耐震化等を推進する。
- 漁港等の緊急物資輸送機能を有する施設の整備や運航の確保については、関係機関と連携を図るほか、必要に応じて自衛隊への災害派遣要請や民間ヘリ等の応援要請を迅速にできる体制を構築する。また、緊急輸送道路に埋設されている上下水道施設の耐震化等を推進する。

【国、県、市、関係機関】

重点施策（水道施設の耐震化対策）

- 生活基盤の機能維持・強化として、上水道施設の耐震化対策、老朽化対策及び長寿命化対策に取り組む。

【市】

重点施策（安定した水資源の確保と上水道の整備）

- 水が貴重な資源であることを市民一人ひとりが再認識し、節水や水循環に取り組むことで、水を大切に使う社会を実現する。
- さらに、上水道施設の整備については、今後の水需要や水質の安全性を確保するための水道施設等を整備するとともに、老朽化した水道施設の計画的な更新、耐震化等を推進する。

【市、市民】

重点施策（生活必需品の備蓄及び備蓄方法・集積拠点の整備）

- 食糧・飲料水など生活必需品の備蓄を行うとともに、備蓄方法及び集積拠点の整備等に取り組む。

【市】

●具体的施策と重要業績指標

施策名	(担当部署) 具体的施策	重要業績指標	
災害時における事業者等との連携強化	(総務部) ・事業者との協定の締結	・協定締結の推進	現状値 (協定数):39 件(R2)
水道施設の耐震化対策	(環境水道部) ・沖縄簡易水道等施設整備費国庫補助		
安定した水資源の確保と上水道の整備	(環境水道部) ・沖縄簡易水道等施設整備費国庫補助		
生活必需品の備蓄及び備蓄方法・集積拠点の整備	(総務部) ・備蓄品の確保	・備蓄品の確保量	現状値 人口比 20%分の 3食3日分:100%(R2)

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(道路施設等の整備及び耐震化対策の推進、緊急物資輸送機能の確保)

- 地震・津波により生命線となる道路、漁港及び通信施設が被災し、長時間、外部からの救援が不能となる事態が予想されることから、国や県と連携して災害に強い道路ネットワークの構築を促進するとともに、道路など公共施設等の整備及び耐震化対策の推進や緊急物資輸送機能の確保に取り組む。

【国、県、市】

重点施策 (地域防災組織の拡充) (再掲)

- 孤立化が想定される地域では、初期消火、避難対策、救助・救護等を地域の組織力で自主的に対処できるよう、地域における防災力の向上として、市民の防災意識の向上、防災教育の促進を図るとともに自主防災組織の普及拡大等を図る。

【市、市民】

重点施策 (防災情報システム等の拡充強化) (再掲)

- 孤立集落等においても迅速に情報提供を行うため、沖縄県防災情報システム(Lアラート)、全国瞬時警報システム(Jアラート)を活用し、防災行政無線の整備、緊急エリアメール等の手段の活用を図るなど、情報提供手段の多様化を推進する。

【市】

重点施策 (孤立に強いまちづくり)

- 孤立に強いまちづくりとして、孤立予想地区の把握、物資の備蓄や緊急ヘリポート用地の確保、防災行政無線をはじめとした多様な通信手段の確保や情報伝達体制の整備、自主防災組織の育成等に取り組む。

【市、関係機関】

重点施策（避難対策の強化）

- 災害時における避難、孤立地区に対する避難の勧告・指示の検討などの避難対策の強化に取り組むとともに、情報伝達体制の整備に取り組む。

【市】

●**具体的施策と重要業績指標**

施策名	(担当部署)具体的施策	重要業績指標	
地域防災組織の拡充	(総務部) ・自主防災組織の設立支援	・自主防災組織の設立数	現状値 :12/55 団体(R2)
防災情報システム等の拡充強化	(総務部) ・多様な機器等の機能充実		
孤立に強いまちづくり	(総務部) ・備蓄品の確保 ・多様な機器等の機能充実 ・自主防災組織の設立支援		
避難対策の強化	(総務部) ・多様な機器等の機能充実		

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(応援体制の強化 (防災対策事業))

- 大規模災害時の救助・救急活動等において、県内の自衛隊、警察、消防、海上保安庁等だけでは対応が困難な場合、県外からの応援を求める必要があり、災害の規模等に応じて円滑に応援又は受援できるように、受援計画を策定し、事前の準備に努める。
- 緊急時の連絡体制及び受入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して自衛隊、警察、消防、海上保安庁等との連携体制を充実させる。

【県、市、関係機関】

(消防力の強化)

- 消防の被災等により救助・救急活動等が絶対的に不足することのないよう、実行力のある消防防災体制の強化に取り組むこととし、消防ポンプ自動車、高規格救急自動車、防火水槽など消防防災設備の整備、消防職員等の高度で専門的な人材の育成、消防本部及び消防団の拡充強化を図るとともに、大規模災害への対応も踏まえた広域的連携の強化などを図る。

【市】

重点施策（消防職・団員の人材育成及び消防団員の入団促進）

- 消防職・団員は、特殊な災害等に対応するため、高度な知識を習得するための人材育成及び推進を図る。地域の消防・防災を担う消防団については、大規模災害時に迅速な災害活動等が実施体制作りを構築するため、絶対的に団員数が不足する事がないよう実行力のある消防防災体制の強化に取り組む。

【市、関係機関】

(救急医療体制の充実)

- 災害時の応急救護・救急搬送のあり方や医療機関の受診について、救命講習会や救急フェアなどで市民に啓発する。
- DMAT（災害派遣医療チーム）や災害医療関係部署との協議や訓練を行い、受援体制の整備を行う。

【市、関係機関】

●具体的施策と重要業績指標

施策名	(担当部署)具体的施策	重要業績指標	
消防職・団員の人材育成及び消防団員の入団促進	(消防本部) ・消防団の団員不足への対応	・所属団員数	現状値 : - (R2)

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

(災害時における事業者等との連携強化) (再掲)

- 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給が不足することのないよう、災害時における事業者等との連携強化に取り組む。

【市、民間】

(帰宅困難者支援体制の整備)

- 学校、事業所等と連携し、一時滞在が可能な施設の確保に取り組むとともに、帰宅困難者への必要な支援を行う。
- 市民への広報及び啓発や、学校及び事業所等への啓発といった、広報・啓発活動に取り組む。

【市、民間】

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(救急医療体制の充実) (再掲)

- 本市内に北部地域の拠点となる医療施設が立地していることから、関係機関による医療提供体制の充実に協力する。
- D M A T (災害派遣医療チーム) や災害医療関係部署との協議や訓練を行い、受援体制の整備を行う。

【県、市、関係機関】

(医療提供体制の充実・高度化、医師・看護師等の確保)

- 災害時にも医療機能が麻痺することのないよう、県が行う医療体制の整備や医師・看護師の育成及び確保、高度な医療技術の習得に向けた取組について、必要な連携・協力を行う。

【県、市、関係機関】

(救急医療対策の推進)

- 災害時等において、集団的に発生する傷病者に対する迅速かつ的確な救急医療活動が実施できるよう、組織的な緊急医療体制を確立するとともに、関係機関が相互に協力して救急医療の実施に取り組む。

【関係機関】

(緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化の促進)

- 名護市耐震改修促進計画に基づく、緊急輸送道路及び地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物について、重点的な耐震診断及び耐震改修の啓発に取り組む。

【市】

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

重点施策（感染症対策及び防疫の推進）

- 災害時に疫病・感染症等が大規模発生することのないよう、感染症の発生予防、まん延防止のため、予防接種の推進、感染症発生時の早期探知、市民への情報提供及び周知、感染症拡大防止体制の強化が必要であり、平時から感染症対策の推進に取り組むとともに、防疫の種別と方法、避難所等の防疫指導、防疫薬剤の調達といった防疫の実施に取り組む。

【県、市、関係機関】

●具体的施策と重要業績指標

施策名	(担当部署)具体的施策	重要業績指標	
感染症対策及び防疫の推進	(総務部) ・避難所における感染防止資材の確保	・感染防止資材の確保量	現状値 : - (R2)

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(被災者の健康管理や栄養調査・栄養相談の実施)

- 良好な衛生状態の維持、要配慮者への配慮、保健師等による健康管理などの被災者の健康管理に加え、栄養調査や栄養相談の取り組みを推進する。

【県、市、関係機関】

2-8 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による救助活動の長期遅延

重点施策（実行力のある消防防災体制等の強化）（再掲）

- 現有する消防力のみでは対応困難となることを想定し、近隣消防（北消連）並びに県内消防本部との連携強化を図るとともに、消防団とより密接な関係を構築しあらゆる災害に対応できる体制を構築する。

【市、関係機関】

●具体的施策と重要業績指標

施策名	(担当部署)具体的施策	重要業績指標	
実行力のある消防防災体制等の強化	(消防本部) ・県内消防本部の相互応援協定の継続		

目標3:災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

(地域安全対策の推進)

- 市民を様々な事件・事故等から守るとともに、災害時に警察機能の大幅な低下により治安が悪化することのないよう、関係機関と連携し、犯罪の抑止活動に取り組む。

【市、関係機関】

(被災地の社会秩序の維持)

- 警察による周辺地域のパトロールの強化と定期的な巡回、悪質商法等の生活経済事犯・窃盗犯・粗暴犯・暴力団等の取締り、住民からの各種相談活動の充実、地域の自主防災組織や防犯組織との情報交換等といった、被災地の社会秩序の維持に取り組むため、関係機関との連携を図る。

【市、関係機関】

3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

(交通安全環境の整備)

- 災害時に信号機の全面停止等により重大交通事故が多発することのないよう、交通安全環境の整備について関係機関と必要な連携・協力をを行う。

【国、県、市、関係機関】

3-3 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

重点施策 (災害対策本部運営訓練 (防災対策事業))

- 災害対策本部員及び各部の初動対応力を向上させるため、大規模な地震・津波等を想定した災害対策本部の初動について実践的な訓練を実施する。

【市】

重点施策 (災害対策拠点整備)

- 大規模災害時に全庁挙げて対応すること及び関係機関の受入と連携体制の構築の迅速化を図るため、市の災害対策本部等に必要なマルチスクリーン等の映像表示システムや通信システム等の整備を行うとともに、当該システム等を防災訓練等で運用しながら、関係職員の習熟度向上を図る。

【市】

●具体的施策と重要業績指標

施策名	(担当部署)具体的施策	重要業績指標	
災害対策本部運営訓練(防災対策事業)	(総務部) ・訓練の継続的な実施		
災害対策拠点整備	(総務部) ・訓練の継続的な実施		

3-4 庁舎等施設の被災に伴うシステムダウンによる行政機能の停止

重点施策 (行政電算システムのクラウド化等の防災対策の推進)

- 大規模災害によるシステムダウンに備えて、現在進めている電算系システムのクラウド化やメインサーバの庁舎外移設等を推進する。

【市】

●具体的施策と重要業績指標

施策名	(担当部署)具体的施策	重要業績指標	
行政電算システムのクラウド化等の防災対策の推進	(関係部局) ・行政電算システムのクラウド化	・クラウド化実施率	現状値 : - (R2)

目標4:災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(総合行政情報通信ネットワーク(県)の運用に係る連携・協力)

- 県が運用する総合行政情報通信ネットワークについて、運用のみならず、大規模災害においても機能が失われないための維持管理に際して必要な連携・協力をを行う。

【県、市】

重点施策(災害時における事業者等との連携強化)(再掲)

- 災害時に非常用発電機等の燃料を確保するため、民間事業者等との協定締結などにより連携を強化し、協働で取り組む。

【市、民間】

(非常通信施設の設備)

- 非常通信施設の設備として、情報伝達手段の多重化・多様化に努める。また、新しい情報伝達手段を用いて伝達する方法や伝達内容等について検討を進めるとともに、事業者等との連携を図る。

【市、関係機関、民間】

●具体的施策と重要業績指標

施策名	(担当部署)具体的施策	重要業績指標	
災害時における事業者等との連携強化	(総務部) ・事業者との協定の締結	・協定締結の推進	現状値 (協定数):39件(R2)

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

重点施策(防災情報システム等の拡充強化)(再掲)

- テレビやラジオが中断した際にも、市民等への情報提供ができるよう、沖縄県防災情報システム(Lアラート)や、全国瞬時警報システム(Jアラート)及び防災行政無線、緊急エリアメール等の手段の活用を図るなど、情報提供手段の多様化を推進する。

【市】

重点施策(伝達手段の多様化・多重化と、要配慮者・避難支援等関係者への伝達手段の確保)

- 避難勧告等の伝達手段の多様化・多重化に努めるとともに、要配慮者、避難支援等関係者への伝達として以下の取組を推進する。
- ・防災行政無線や広報車、携帯端末等を活用した緊急速報メールなど、複数の手段を組み合わせるとともに、障がいの区分等に配慮し、多様な手段を用いて、要配慮者に対し確実に情報伝達を行う。

- ・要配慮者利用施設等に対しても、避難勧告等が発令されていることを伝達する。
- ・避難支援等関係者（自主防災組織、行政区、民生委員、社会福祉協議会等）は、市より避難のための立ち退きの準備等の通知又は警告を受けた場合は、災害時避難行動要支援者名簿情報に基づいて、避難行動要支援者の避難支援を行う。

【市、関係機関、市民】

●具体的施策と重要業績指標

施策名	(担当部署)具体的施策	重要業績指標	
防災情報システム等の拡充強化	(総務部) ・事業者との協定の締結	・協定締結の推進	現状値 (協定数):39件(R2)
伝達手段の多様化・多重化と、要配慮者・避難支援等関係者への伝達手段の確保	(総務部) ・要支援者等への確実な情報伝達		
	(福祉部) ・要支援者名簿及び避難計画の作成		

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(非常時の通信手段の確保)

- 電話・電報の優先利用や専用通信設備の利用、非常無線通信設備の利用等により、非常時の通信手段の確保に努める。

【市、関係機関】

4-4 情報通信機能の麻痺・停止により、情報収集・伝達ができない事態

(情報の収集・伝達体制の確保)(再掲)

- 災害に応じた多種多様な情報伝達手段の確立・通信設備の充実を図る。
- 定期的に国、県、市、各防災関係機関との情報伝達訓練を実施し、消防で保有する各種通信機器の取り扱い及び情報収集・伝達要領について習熟する。
- 大規模災害時には、市の同報・移動系の各種防災無線機器を活用して情報伝達・情報の共有化を図る。

【国、県、市、関係機関】

目標5:経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断、基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下

(道路施設等の整備及び耐震化対策の推進) (再掲)

- 生活基盤の機能維持・強化として、国や県と連携して道路など公共施設の整備及び耐震化対策、老朽化対策及び長寿命化対策に取り組む。

【国、県、市】

(緊急輸送機能等の確保) (再掲)

- 災害時の輸送手段及び代替性の確保のため、道路管理者が連携して緊急輸送道路等の無電柱化や沿道建築物の耐震化等を促進する。
- 漁港等の緊急物資輸送機能を有する施設の整備や運航の確保については、関係機関と連携を図るほか、必要に応じて自衛隊への災害派遣要請や民間へり等の応援要請を迅速にできる体制を構築する。また、緊急輸送道路に埋設されている上下水道施設の耐震化等を推進する。

【国、県、市、関係機関】

(各事業者による事業継続計画(BCP)の策定促進)

- 各事業者は、事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるものとし、市はその取組を促進する。特に、災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

【県、市、民間】

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(電力エネルギーの安定供給)

- 災害時に社会経済活動、サプライチェーンを維持するためにもエネルギーの安定供給を図ることが重要であることから、将来にわたり低コストでの安定供給が図られるよう電気事業者が主体となって取り組むとともに、地球環境問題への適切な対応を促進することとし、本市として必要な協力・連携を行う。
- 電気事業に関する税制の特別措置等を活用した液化天然ガス(LNG)の利用や、クリーンエネルギーの導入促進、新たな電力需要の伸びが想定される地域における特別高圧電力供給設備等の基盤整備促進などについて、国や県が実施する取組について、本市として必要な協力・連携を行う。

【国、県、市、民間】

(安定したエネルギーの確保)

- 災害時にエネルギーの停止により社会経済活動・サプライチェーンの維持が困難になることのないよう、供給する民間事業者が主体となって安定したエネルギーの確保に取り組むものとし、本市として必要な協力・連携を行う。
- 沖縄県が進める全県的なスマートグリッドによるエネルギーの多様化及び効率化の取組に対し、本市として必要な協力・連携を行う。

【県、市、民間】

(各事業者による事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じた防災活動推進の促進)

- 各事業者は、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて防災活動の推進に努めるものとし、市はその取組を促進する。

【市、民間】

5-3 食料等の安定供給の停滞

重点施策（災害時における事業者等との連携強化）（再掲）

- 被災者への食料等の供給、緊急物資の輸送等の応援対策を迅速に実施するため、民間事業者等との協定締結などにより連携を強化し、協働で取り組む。

【市、民間】

(沖縄の特性に応じた農業生産基盤の整備)

- 亜熱帯特性等を生かした特色ある農林水産業の振興を図るとともに、災害時に食料等の安定供給の停滞等、農業の生産活動を機能不全に陥らせることのないよう、亜熱帯・島しょ性の地域特性に適合する生産基盤の整備・保全の協力・連携を行う。

【県、市、関係機関】

(水産業生産基盤の整備)

- 亜熱帯特性等を生かした特色ある水産業の振興を図るとともに、災害時に食料等の安定供給の停滞等、水産業の生産活動を機能不全に陥らせることのないよう、亜熱帯・島しょ性の地域特性に適合する水産業生産基盤の整備・保全の協力・連携を行う。

【県、市、関係機関】

●具体的施策と重要業績指標

施策名	(担当部署)具体的施策	重要業績指標	
災害時における事業者等との連携強化	(総務部) ・事業者との協定の締結	・協定締結の推進	現状値 (協定数):39 件(R2)

5-4 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(水の安定供給)

- 大規模自然災害の発生による断水や、異常渇水による生活や産業への影響を最小限にとどめるため、水の安定供給を可能とする給水体制を目指すとともに、水資源の有効活用や関連施設の耐震化など、関係機関が連携して対策に取り組む。

【県、市、関係機関】

目標6：生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

(電力エネルギーの安定供給、安定したエネルギーの確保) (再掲)

- 電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止等、災害による生活・経済活動への影響を最小限にとどめるため、民間事業者が主体となって電力エネルギーの安定供給、安定したエネルギーの確保等に取り組むものとし、本市として必要な協力・連携を行う。

【県、市、民間】

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

重点施策 (水道施設の耐震化対策) (再掲)

- 上水道が長期間にわたり供給停止することのないよう、多重化等による供給システムの強化推進等といった水道施設の耐震性の強化や、安定した水資源の確保と上水道の整備に着実に取り組む。

【県、市】

重点施策 (安定した水資源の確保と上水道の整備) (再掲)

- 上水道施設の整備については、今後の水需要や水質の安全性を確保するための水道施設等を整備するとともに、老朽化した水道施設の計画的な更新、耐震化等を推進する。

【市】

重点施策 (上水道の健全な運営)

- 上水道が長期間にわたり供給停止することのないよう、水道施設の耐震化、安定した水資源の確保と上水道の整備に着実に取り組む。

【市】

(広域応援体制の整備)

- 「沖縄県水道災害相互応援協定」に基づく実践的な運用体制の点検など、広域応援体制の整備を推進する。

【県、市、関係機関】

重点施策 (計画的な拡充整備及び施設更新)

- 上水道の充実を図るため、計画的な拡充整備及び施設更新を推進する。

【市】

●具体的施策と重要業績指標

施策名	(担当部署) 具体的施策	重要業績指標	
水道施設の耐震化対策	(環境水道部) ・沖縄簡易水道等施設整備費国庫補助		
安定した水資源の確保と上水道の整備	(環境水道部) ・沖縄簡易水道等施設整備費国庫補助		
上水道の健全な運営	(環境水道部) ・沖縄簡易水道等施設整備費国庫補助		
計画的な拡充整備及び施設更新	(環境水道部) ・沖縄簡易水道等施設整備費国庫補助		

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

重点施策 (下水道事業 (長寿命化・地震対策))

- 生活基盤の機能を維持・強化するとともに、災害時に下水道の有すべき機能を維持するため、下水道施設等の耐震化対策、老朽化対策及び長寿命化対策に取り組むとともに、計画的な拡充整備及び施設更新を推進する。

【市】

重点施策 (施設の耐震性の強化及びバックアップ施設の整備)

- 施工に当たっての十分な耐震性確保による施設の耐震性の許可や、自家発電装置の整備 (停電対策)・設備の二元化等災害に強い下水道の整備といったバックアップ施設の整備を推進する。

【市】

(広域応援体制の整備及び民間事業者との連携)

- 広域連携や民間事業者との連携など、以下の取組を推進する。
 - ・広域応援体制の整備 (「九州・山口ブロック下水道事業災害時支援に関するルール」に基づく、県が整備する受入れ体制等の確認)
 - ・民間事業者等との協定締結等 (発災後における下水道施設の維持又は修繕、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等)

【県、市、民間】

●具体的施策と重要業績指標

施策名	(担当部署)具体的施策	重要業績指標	
下水道事業(長寿命化・地震対策)	(環境水道部) ・沖縄振興公共投資交付金 ・防災・安全交付金(社資本) ・社会資本整備総合交付金		
施設の耐震性の強化及びバックアップ施設の整備	(環境水道部) ・沖縄振興公共投資交付金 ・防災・安全交付金(社資本) ・社会資本整備総合交付金		

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

(道路施設等の整備及び耐震化対策の推進、緊急物資輸送機能の確保)(再掲)

- 生活基盤の機能を維持・強化するとともに、災害時にも地域交通ネットワークが分断することなどのないよう、国や県と連携して災害に強い道路ネットワークの構築を促進するとともに、道路など公共施設等の整備及び耐震化対策の推進や緊急物資輸送機能の確保に取り組む。

【国、県、市】

目標7:制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や大規模火災の発生、海上・臨海部の広域複合災害の発生

(密集市街地等の整備改善と避難地の確保) (再掲)

- 老朽建築物の建て替えや狭あい道路の整備、防災機能を付加した都市公園等の整備を促進する。
- 民間施設の指定も含め、避難所、避難場所の確保に取り組む。

【国、県、市、関係機関、民間、市民】

(建築物等の総合的な安全対策)

- 住宅・特定既存耐震不適格建築物等の耐震化に加え、建築設備や敷地等の総合的な安全性を確保するなど、関係部局が連携・協力して総合的な安全対策に対する取組を検討する。

【市】

(平時及び災害時における道路の安全性確保)

- 以下の取組等について検討し、関係部局と連携した平時及び災害時における道路の安全性確保に努める。
 - ・ 計画的かつ効率的・効果的な道路整備及び適切な維持管理の推進
 - ・ 緊急輸送道路及び地震発生時に通行を確保すべき道路の指定、沿道建築物の重点的な耐震診断及び耐震改修の促進

【市】

(防災的土地利用の検討)

- 土地区画整理事業、市街地開発事業、新規事業を行うにあたっては、防災的な観点から土地利用に配慮する。
- その他開発に伴う誘導等といった防災的土地利用に関する事業について、関係機関と連携して検討を推進する。

【市、関係機関】

(実行力のある消防防災体制等の強化) (再掲)

- 現有する消防力のみでは対応困難となることを想定し、近隣消防(北消連)並びに県内消防本部との連携強化を図るとともに、消防団とより密接な関係を構築しあらゆる災害に対応できる体制を構築する。

【市、関係機関】

(常備消防の強化) (再掲)

- 常備消防の体制・装備資器材や訓練環境の更なる充実強化、整備を図るとともに、通信基盤及び施設の堅牢化、高度化を図る。

【市】

重点施策（消防施設等の整備）（再掲）

- 消防車両や器具及び消防水利不足地域に消防水利を適正に配置することで、より強固な消防体制を確立し、各種災害の未然防止と被害の軽減に資することのできる体制を構築する。

【市】

●**具体的施策と重要業績指標**

施策名	（担当部署）具体的施策	重要業績指標	
消防施設等の整備	（消防本部） ・消防水利の維持管理及び 新設	・消防水利整備率	現状値 : - %(R2)

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

（水産基盤施設における防災対策の強化）（再掲）

- 生活基盤の機能維持・強化として、漁港など水産基盤施設の耐震化対策等に取り組むこととし、漁港施設の機能保全対策、改良等機能強化対策を行う。

【県、市】

（高潮等対策）（再掲）

- 臨海部の広域複合型災害の発生を防止するため、国・県と連携・協力し、高潮等対策に取り組む。

【国、県、市、関係機関】

7-3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(水道水源施設の耐震化対策)

- 生活基盤を機能維持・強化するとともに、ダム等の損壊等による二次災害の発生を防止するため、耐震化対策、老朽化対策に取り組む。

【市】

(農業ダムの整備・保全)

- 農業ダムの整備・保全を行い、災害の未然防止を図るとともに、農用地の保全を図る。

【市】

(農業生産基盤の長寿命化・防災減災対策)

- 農林水産業の振興を図るとともに、自然災害に対する機能強化及び土地改良施設の計画的な更新・修繕のため、土地改良施設の長寿命化・防災減災対策を行う。

【市】

(土砂災害対策)(再掲)

- 土砂災害等の危険がある区域での整備事業については、県の取組との連携を図るとともに、災害時における警戒避難体制の整備や市民への情報提供に取り組む。

【県、市】

(老朽ため池等の整備)

- 県と市が連携し、かんがい用水ため池のうち緊急度の高いものについて補修事業等の必要性を検討する。

【県、市】

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

(爆発物及び有害物質による二次災害対策の推進)

- 爆発物及び有害物質による二次災害対策として、以下の取組を推進する。
 - ・爆発物や有害物質等危険物を取扱う施設管理者は、施設の点検、応急措置を行う。
 - ・市は、爆発等の危険がある場合は、速やかに関係機関に連絡をするとともに、周辺の住民に周知を行う。
 - ・住民等の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人及び車両の立入禁止を周知し制限する。

【市、関係機関、民間】

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(自然環境に配慮した森林・林業生産基盤の整備)

- 亜熱帯特性等を生かした特色ある農林水産業の振興を図るとともに、森林の荒廃により土砂崩れが発生するなど、災害時に被害が拡大することのないよう、森林・林業生産基盤の整備に取り組むこととし、森林の持つ多面的機能の維持・増進を図るとともに、豊かな森林資源を生かし、持続可能な林業生産活動の促進と自然環境に配慮した森林整備を推進する。

【市】

(農地及び農業用施設の保全)

- 農地の荒廃等による災害時の被害拡大の防止を図るため、以下の取組を推進する。
 - ・農地及び農業用施設の把握に努める。
 - ・鳥獣被害対策を実施することで畑の荒廃を防ぎ、また、農地法に基づく利用状況調査等を参考に遊休地の把握を行い、耕作放棄地発生防止の対策に努めていく。
 - ・県と市が連携し、降雨によって浸食を受けやすい特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成された農地の浸食、崩壊を未然に防ぐための農地保全整備事業を推進する。
 - ・県と市が連携し、地すべり防止区域において、農地若しくは農業用施設等を未然に防止する事業を推進する。

【県、市】

(交流と共創による農山漁村の活性化)

- 農林水産業の持続的発展の基盤であり、人々にゆとりと安らぎを与える生活空間である農山村等の活性化を図るため、また、農山村等の活性化により農地の荒廃を防ぐため、地域コミュニティの基盤強化を促進するとともに、農山村等と市民・観光客等とのふれあいの場の創出等の推進に努める。

【市、関係機関】

目標8：地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理計画フォローアップ)

- 大規模な災害が発生した場合、大量の廃棄物が発生する恐れがあるため、災害廃棄物の円滑な処理に向けた災害廃棄物処理計画を策定する。

【市】

重点施策 (災害時における事業者等との連携強化) (再掲)

- 災害廃棄物の処理等の応援対策を迅速に実施するため、民間事業者等との協定締結などにより連携を強化し、協働で取り組む。

【市、民間】

重点施策 (災害廃棄物の処理)

- 災害廃棄物の処理のため、災害廃棄物及び一般廃棄物処理体制の確保、仮置き場・がれき置場の設置、災害廃棄物及び一般廃棄物の処理、最終処分場の確保、広域的な処理体制の構築、環境汚染の未然防止、住民・作業者の健康管理等の取組を推進する。

【市、関係機関、民間】

●具体的施策と重要業績指標

施策名	(担当部署)具体的施策	重要業績指標	
災害時における事業者等との連携強化	(総務部) ・事業者との協定の締結	・協定締結の推進	現状値 (協定数): 39 件 (R2)
災害廃棄物の処理	(環境水道部) ・災害対応可能な施設整備	・災害対応可能な施設整備	現状値 : - (R2)

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(防災・救急体制の充実)

- 防災・救急体制の充実を図るため、以下の取組を推進する。
 - ・大規模災害時の救助・救急活動等において、災害の規模等に応じて円滑に応援又は受援できるように、受援計画を策定し、事前の準備に努める。
 - ・災害時における応援対策を迅速に実施するため、民間事業者等との協定締結などにより連携を強化し、協働で取り組む。

【市、関係機関、民間】

(ボランティア受入れ計画)

- 災害時のボランティア受け入れのため、以下の取組を推進する。
 - ・ 社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。
 - ・ 必要に応じ、県の協力を得ながら、ボランティア活動又はその支援活動の拠点となる施設の提供に努める。

【県、市、関係機関、民間】

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域づくりを担う人材の育成)

- 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れることのないよう、平時から地域コミュニティの活性化を図り、住民とともに地域づくりを担う人材の育成に努める。
- このため、区やNPO等によるネットワークを通じた地域づくりに関する研修、情報発信及び取組事例の共有を図り、地域における課題解決につながる学習等を促進するほか、農山漁村、商店街等の活性化に資する必要な知識や技術の習得のための支援を行うなど、マネジメント及びコーディネート能力の高い人材の育成に努める。

【市、関係機関、民間】

重点施策 (地域防災組織の拡充) (再掲)

- 地域における防災力の向上及び地域コミュニティの活性化を図るため、市民の防災意識の向上、防災教育の促進を図るとともに自主防災組織の普及拡大等を図る。

【市、市民】

(交流と共創による農山漁村の活性化) (再掲)

- 農山村等の活性化を図るため、地域コミュニティの基盤強化を促進するとともに、農山村等と市民・観光客等とのふれあいの場の創出等の推進に努める。

【市、関係機関】

(地域安全対策の推進) (再掲)

- 市民を様々な事件・事故等から守るとともに、災害時に警察機能の大幅な低下により治安が悪化することのないよう、関係機関と連携し、犯罪の抑止活動に取り組む。

【市、関係機関】

(被災地の社会秩序の維持) (再掲)

- 警察による周辺地域のパトロールの強化と定期的な巡回、悪質商法等の生活経済事犯・窃盗犯・粗暴犯・暴力団等の取締り、住民からの各種相談活動の充実、地域の自主防災組織や防犯組織との情報交換等といった、被災地の社会秩序の維持に取り組むため、関係機関との連携を図る。

【市、関係機関】

●具体的施策と重要業績指標

施策名	(担当部署) 具体的施策	重要業績指標	
地域防災組織の拡充	(総務部) ・自主防災組織の設立支援	・自主防災組織の設立数	現状値 :12/55 団体(R2)

8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(道路施設等の整備及び耐震化対策の推進、緊急物資輸送機能の確保) (再掲)

- 生活基盤の機能維持・強化を図るとともに、基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れることなどのないよう、国や県と連携して道路など基幹インフラとなる公共施設の整備及び耐震化対策の推進、緊急物資輸送機能の確保に取り組む。

【国、県、市】

8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(高潮等対策、市街地等の浸水対策)

- 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れることのないよう、国・県と連携・協力して高潮等対策、市街地等の浸水対策等に取り組む。

【国、県、市】

(地盤災害防止事業の促進)

- 地盤災害防止事業として、以下の取組を促進する。
 - ・補強対策の実施 (市の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の予想される構造物)
 - ・地盤改良の徹底 (今後の産業用地等の新規開発)
 - ・法令遵守の徹底

【市】

4-2-2 個別分野ごとの施策の推進方針

12の施策分野(10の個別施策分野/2の横断的分野)で分類した推進方針を以下に示す。これらの推進方針は、8つの事前に備えるべき目標に照らして必要な対応を施策分野ごとに分類してとりまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互依存関係がある。このため、各分野における施策の推進に当たっては、関係部局が連携・協力して推進体制を構築してデータや工程管理を共有する等、施策の実効性・効率性が確保できるよう十分に配慮する。

(1) 個別施策分野

① 行政機能	
リスクシナリオ	施策
1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実行力のある消防防災体制等の強化 ○ 地域防災組織の拡充 ○ 常備消防の強化 ○ 消防施設等の整備 ○ 地域防災力の向上
1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実行力のある消防防災体制等の強化 ○ 地域防災組織の拡充
1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域防災組織の拡充 ○ 情報の収集・伝達体制の確保
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における事業者等との連携強化 ○ 生活必需品の備蓄及び備蓄方法・集積拠点の整備
2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域防災組織の拡充 ○ 孤立に強いまちづくり
2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応援体制の強化(防災対策事業) ○ 消防力の強化 ○ 消防職・団員の人材育成及び消防団員の入団促進 ○ 救急医療体制の充実
2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における事業者等との連携強化 ○ 帰宅困難者支援体制の整備
2-8 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による救助活動の長期遅延	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実行力のある消防防災体制等の強化
3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域安全対策の推進 ○ 被災地の社会秩序の維持
3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全環境の整備
3-3 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部運営訓練(防災対策事業) ○ 災害対策拠点整備
3-4 庁舎等施設の被災に伴うシステムダウンによる行政機能の停止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政電算システムのクラウド化等の防災対策の推進

リスクシナリオ	施策
4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	○ 災害時における事業者等との連携強化
4-4 情報通信機能の麻痺・停止により、情報収集・伝達ができない事態	○ 情報の収集・伝達体制の確保
5-3 食料等の安定供給の停滞	○ 災害時における事業者等との連携強化
6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	○ 上水道の健全な運営
7-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や大規模火災の発生、海上・臨海部の広域複合災害の発生	○ 実行力のある消防防災体制等の強化 ○ 常備消防の強化 ○ 消防施設等の整備
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○ 災害時における事業者等との連携強化
8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○ 防災・救急体制の充実
8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○ 地域防災組織の拡充 ○ 地域安全対策の推進 ○ 被災地の社会秩序の維持

② 住宅・都市

リスクシナリオ	施策
1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 密集市街地等の整備改善と避難地の確保 ○ 道路施設等の整備及び耐震化対策の推進 ○ 建築物等の総合的、計画的な安全対策の推進
1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市街地等の浸水対策
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安定した水資源の確保と上水道の整備
2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化の促進
6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道施設の耐震化対策 ○ 安定した水資源の確保と上水道の整備
7-1 市街地での大規模火災の発生、海上・臨海部の広域複合災害の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 密集市街地等の整備改善と避難地の確保 ○ 建築物等の総合的な安全対策
8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高潮等対策、市街地等の浸水対策

③ 保健医療・福祉

リスクシナリオ	施策
1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実行力のある消防防災体制等の強化 ○ 社会福祉施設等の耐震化
2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救急医療体制の充実 ○ 医療提供体制の充実・高度化、医師・看護師等の確保 ○ 救急医療対策の推進
2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症対策及び防疫の推進
2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者の健康管理や栄養調査・栄養相談の実施
8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア受入れ計画

④ 情報通信

リスクシナリオ	施策
1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災情報システム等の拡充強化
2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災情報システム等の拡充強化 ○ 孤立に強いまちづくり
2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足	<ul style="list-style-type: none"> ○ 帰宅困難者支援体制の整備
3-4 庁舎等施設の被災に伴うシステムダウンによる行政機能の停止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政電算システムのクラウド化等の防災対策の推進
4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合行政情報通信ネットワーク(県)の運用に係る連携・協力
4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災情報システム等の拡充強化 ○ 伝達手段の多様化・多重化と、要配慮者・避難支援等関係者への伝達手段の確保
4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非常時の通信手段の確保

⑤ エネルギー・産業

リスクシナリオ	施策
2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	○ 応援体制の強化(防災対策事業)
3-3 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	○ 災害対策本部運営訓練(防災対策事業)
4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	○ 非常通信施設の設備
5-1 サプライチェーンの寸断、基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下	○ 各事業者による事業継続計画(BCP)の策定促進
5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	○ 電力エネルギーの安定供給 ○ 安定したエネルギーの確保 ○ 各事業者による事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じた防災活動推進の促進
6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	○ 電力エネルギーの安定供給、安定したエネルギーの確保

⑥ 交通・物流

リスクシナリオ	施策
1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	○ 緊急輸送機能等の確保
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	○ 緊急輸送機能等の確保
2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	○ 道路施設等の整備及び耐震化対策の推進、緊急物資輸送機能の確保
2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足	○ 災害時における事業者等との連携強化
2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	○ 緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化の促進
3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	○ 交通安全環境の整備
5-1 サプライチェーンの寸断、基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下	○ 緊急輸送機能等の確保
6-4 地域交通ネットワークが分断する事態	○ 道路施設等の整備及び耐震化対策の推進、緊急物資輸送機能の確保
7-1 市街地での大規模火災の発生、海上・臨海部の広域複合災害の発生	○ 平時及び災害時における道路の安全性確保
8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○ 道路施設等の整備及び耐震化対策の推進、緊急物資輸送機能の確保

⑦ 農林水産

リスクシナリオ	施策
1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	○ 水産基盤施設における防災対策の強化
5-3 食料等の安定供給の停滞	○ 沖縄の特性に応じた農業生産基盤の整備 ○ 水産業生産基盤の整備
7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生	○ 水産基盤施設における防災対策の強化
7-3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	○ 農業ダムの整備・保全 ○ 農業生産基盤の長寿命化・防災減災対策
7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	○ 自然環境に配慮した森林・林業生産基盤の整備 ○ 農地及び農業用施設の保全

⑧ 市土保全

リスクシナリオ	施策
1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	○ 高潮等対策 ○ 津波に対する警戒避難体制・手段の整備
1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	○ 河川施設の整備
1-4 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市土の脆弱性が高まる事態	○ 土砂災害対策
2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	○ 緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化の促進
6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	○ 施設の耐震性の強化及びバックアップ施設の整備
7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生	○ 高潮等対策
7-3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	○ 土砂災害対策
7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	○ 農地及び農業用施設の保全
8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○ 高潮等対策、都市の浸水対策 ○ 地盤災害防止事業の促進

⑨ 環境

リスクシナリオ	施策
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	○ 災害時における事業者等との連携強化
2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足	○ 災害時における事業者等との連携強化
4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	○ 災害時における事業者等との連携強化
5-3 食料等の安定供給の停滞	○ 災害時における事業者等との連携強化
7-4 有害物質の大規模拡散・流出	○ 爆発物及び有害物質による二次災害対策の推進
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○ 災害廃棄物処理計画フォローアップ ○ 災害時における事業者等との連携強化 ○ 災害廃棄物の処理

⑩ 市土地利用

リスクシナリオ	施策
2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	○ 孤立に強いまちづくり
7-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や大規模火災の発生、海上・臨海部の広域複合災害の発生	○ 防災的土地利用の検討

(2) 横断的分野

① リスクコミュニケーション	
リスクシナリオ	施策
1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	○ 地域防災組織の拡充
1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	○ 地域防災組織の拡充 ○ 津波に対する警戒避難体制・手段の整備 ○ 津波危険に関する啓発
1-4 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市土の脆弱性が高まる事態	○ 土砂災害対策
1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	○ 地域防災組織の拡充 ○ 通信施設や放送設備の災害予防
2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	○ 地域防災組織の拡充 ○ 孤立に強いまちづくり ○ 避難対策の強化
2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足	○ 帰宅困難者支援体制の整備
5-4 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	○ 水の安定供給
6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	○ 広域応援体制の整備
6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	○ 広域応援体制の整備及び民間事業者との連携
7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	○ 交流と共創による農山漁村の活性化
8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○ ボランティア受入れ計画
8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○ 地域づくりを担う人材の育成 ○ 地域防災組織の拡充 ○ 交流と共創による農山漁村の活性化
8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○ 地盤災害防止事業の促進

② 老朽化対策

リスクシナリオ	施策
1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 密集市街地等の整備改善と避難地の確保 ○ 道路施設等の整備及び耐震化対策の推進 ○ 学校施設の耐震化対策等の推進 ○ 社会福祉施設等の耐震化 ○ 建築物等の総合的、計画的な安全対策の推進
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道施設の耐震化対策 ○ 安定した水資源の確保と上水道の整備
2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路施設等の整備及び耐震化対策の推進、緊急物資輸送機能の確保
2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化の促進
5-1 サプライチェーンの寸断、基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路施設等の整備及び耐震化対策の推進
5-4 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水の安定供給
6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道施設の耐震化対策 ○ 安定した水資源の確保と上水道の整備 ○ 上水道の健全な運営 ○ 計画的な拡充整備及び施設更新
6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道事業(長寿命化・地震対策)
6-4 地域交通ネットワークが分断する事態	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路施設等の整備及び耐震化対策の推進、緊急物資輸送機能の確保
7-3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道水源施設の耐震化対策 ○ 老朽ため池等の整備
8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路施設等の整備及び耐震化対策の推進、緊急物資輸送機能の確保

5 計画推進の方策

5-1 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、名護市防災会議を中心とした全庁的な体制の下、取組を進める。

また、地域強靱化を実効あるものとするために、市だけではなく、国、県、近隣自治体等の行政機関、市民、民間事業者等の関係者が連携・協力・調整し、強靱化の取組を推進する。

5-2 計画の進捗管理

脆弱性評価の結果を踏まえて推進方針を立て、速やかに各課連携のもとで施策を実行していくことが極めて重要であり、その際、施策の進捗等に応じて本計画を見直していく必要がある。

このため、各施策を実施するとともに、施策の進捗状況の把握等を行うこととし、施策等の点検・評価を行い、その結果に応じて計画の見直し・改善を行う。

このような企画(Plan)・実施(Do)・評価(Check)・改善(Action)のPDCAサイクルを確立し、計画の効果的な推進を図る。

また、今後の社会経済情勢等の変化や地域強靱化の施策の推進状況等を考慮し、概ね5年ごとに本計画の内容の見直しを行うこととする。

なお、本市の「名護市地域防災計画」及び「第5次名護市総合計画」は、地域強靱化の視点も踏まえた総合的な計画であり、本計画と同様に指針性を有し、分野ごとに施策の進捗を管理していることから、本計画と同じ方向を向くよう整合性を図る必要があるため、本計画の進捗管理については、「第5次名護市総合計画」及び「名護市地域防災計画」のPDCAサイクルとの整合を図るものとする。

5-3 計画の見直し

本計画は、本計画以外の地域強靱化に関する市の計画等の指針となるべきものであり、本計画を基本として、地域強靱化に係る本市の他の計画について必要に応じて見直しや改善を行う。

附属資料

・別紙1：リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

当該施策で対応が十分かどうか、課題等の分析・評価を実施した。

目標1：人命の保護が最大限図られる

1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

(実行力のある消防防災体制等の強化)

- 大規模災害など様々な状況に対応できる実行力のある消防防災体制及び危機管理体制の強化を図るため、避難・救護体制の整備を推進する必要がある。
- 避難誘導體制の強化のため、各種災害の発生を想定したハザードマップや災害時避難行動要支援者避難支援計画の作成等が重要である。

(地域防災組織の拡充)

- 消防防災体制を取り巻く環境の変化に対応するため、県内の消防防災体制について人的・物的両面において強化を図るほか、救急搬送の増加に対応できる体制を構築する必要がある。
- 本市は、地域防災の中核となる消防団員数が少なく、自主防災組織の組織率が低いなど、大規模災害に対する備えが十分ではない。また、想定を超える災害においても人命が守られるよう、避難等に資するソフト対策の充実が必要である。

(緊急輸送機能等の確保)

- 災害発生時には、住民が迅速かつ適確な避難行動をとることが重要であり、避難場所や避難経路の確保、さらには緊急輸送機能を持つ施設の整備が求められる。
- 災害発生時においても緊急輸送機能を確保する必要があり、緊急輸送道路内に埋設されている上下水道施設の耐震化が求められる。

(密集市街地等の整備改善と避難地の確保)

- 災害発生時には、住民が迅速かつ適確な避難行動をとることが重要であり、避難場所や避難経路の確保が求められる。

(道路施設等の整備及び耐震化対策の推進)

- 自然災害から市民の生命と財産を守るため、予防的対策を含む生活基盤の整備及び機能維持・強化や地震対策等の防災・減災対策に取り組む必要がある。

(学校施設の耐震化対策等の推進)

- 大規模な地震発生の際に災害応急対策の拠点や避難所となる学校の体育館等の建築物について、非構造部材の定期点検及び改修等を進めていく必要がある。

(社会福祉施設等の耐震化)

- 大規模な地震発生の際に多数の者に危険が及ぶおそれのある社会福祉施設等の建築物について、安全性の確保に向けた対策を進めていく必要がある。

(建築物等の総合的、計画的な安全対策の推進)

- 市街地での建物の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災を防止するため、総合的、計画的な住宅政策の推進が必要である。
- 大規模な地震発生の際に災害応急対策の拠点や避難所となる庁舎、病院、消防署、学校の体育館、社会福祉施設等の建築物及び多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物については、耐震診断・改修等を進めていく必要がある。
- 緊急輸送道路や避難路の沿道にある民間特定建築物については、災害時における多数の者の円滑な避難、救急、消防活動の実施等の観点から耐震化を促進する必要がある。

(常備消防の強化)

- 市の人口増加や観光に伴う流動人口の増加による消防需要増大に対応するため、消防活動体制の強化を図る必要がある。

(消防施設等の整備)

- 本市は広大な土地を1消防署1出張所に対応するため、災害発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行えるよう、消防施設・装備等の計画的な整備・維持管理を図る必要がある。

(地域防災力の向上)

- 大規模災害時には、消防の対応能力を超える救助・救急要請や通信網、交通網の遮断が予測され、地域住民の共助による救出活動や救命処置、避難所や救護所までの搬送が重要となるため、応急手当等の普及啓発を図る必要がある。

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

(実行力のある消防防災体制等の強化) (再掲)

- 大規模災害など様々な状況に対応できる実行力のある消防防災体制及び危機管理体制の強化を図るため、避難・救護体制の整備を推進する必要がある。
- 避難誘導體制の強化のため、各種災害の発生を想定したハザードマップや災害時避難行動要支援者避難支援計画の作成等が重要である。

(地域防災組織の拡充) (再掲)

- 本市は、地域防災の中核となる消防団員数が少なく、自主防災組織の組織率が低いなど、大規模災害に対する備えが十分ではない。また、想定を超える災害においても人命が守られるよう、避難等に資するソフト対策の充実が必要である。

(高潮等対策)

- 沖縄県は亜熱帯海洋性気候に属し、年平均降水量が全国平均を上回っていることに加え、台風常襲地帯であることから、河川のはん濫や高潮被害などが発生しており、自然災害から市民の生命と財産を守るため、予防的対策を含む生活基盤の機能維持・強化や地震・津波対策、高潮対策等の防災・減災対策に取り組む必要がある。

(水産基盤施設における防災対策の強化)

- 台風等による波浪等に対して安全性が確保されていない漁港施設の機能強化が求められている。

(津波に対する警戒避難体制・手段の整備)

- 津波災害に備えるため、引き続き避難ルート・避難施設の指定や、危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備を推進していく必要がある。

(津波危険に関する啓発)

- 津波災害から人命を守るため、津波の危険性に対する市民への意識啓発や日頃からの備えに取り組むことが必要である。

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(市街地等の浸水対策)

- 市街地等における土地の高度利用等による雨水浸透量や貯留能力の減少が雨水流出量の増大を招き、既設の排水設備では十分な雨水排除が出来ない地域が発生する恐れがある。

(河川施設の整備)

- 通常水位に比べて堤内地盤が低い区域では、大規模自然災害により広域かつ長期的な浸水被害をもたらす恐れがあり、河川護岸及び河川構造物の耐震対策を検討する必要がある。

1-4 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市土の脆弱性が高まる事態

(土砂災害対策)

- 自然災害から市民の生命と財産を守るため、土砂災害対策等の防災・減災対策に取り組む必要がある。
- 土砂災害等の危険がある区域における宅地等の開発抑制や警戒避難体制の整備に取り組む必要がある。

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(防災情報システム等の拡充強化)

- 市民、観光客等への迅速な情報提供として、沖縄県防災情報システム（Lアラート）や、全国瞬時警報システム（Jアラート）及び防災行政無線、緊急エリアメール等の手段の活用を図るなど、情報提供手段の多様化を促進する必要がある。

(地域防災組織の拡充) (再掲)

- 地域内で情報伝達の不備等により避難行動が遅れることのないよう、地域防災組織の拡充に取り組む必要がある。

(通信施設や放送設備の災害予防)

- 災害時において、情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生を防止するため、通信施設や放送設備の災害予防を実施することが必要である。

(情報の収集・伝達体制の確保)

- 災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止による情報収集・伝達ができないことが予想されることから、更なる機能強化、冗長化が求められる。

目標2：災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(災害時における事業者等との連携強化)

- 大規模災害が発生した場合、他県からの本格的な応援等の到着には時間を要することから、災害時における事業者等との連携強化を図ることが必要である。

(緊急輸送機能等の確保)

- 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期停止することのないよう、緊急輸送機能等の確保に取り組む必要がある。

(水道施設の耐震化対策)

- 上水道施設が地震等により被災した場合、広範囲かつ長期にわたる断水が発生しないよう、老朽化施設の計画的な更新、耐震化を進めていく必要がある。

(安定した水資源の確保と上水道の整備)

- ライフラインである上水道の整備については、安全な水道水を将来にわたって安定的に供給するため、今後の水需要や水質の安全性を確保するための施設整備や老朽化した施設の計画的な更新、耐震化を進める必要がある。

(生活必需品の備蓄及び備蓄方法・集積拠点の整備)

- 被災地での物資供給の長期停止が発生しないよう、平時から十分な備蓄をしておくことが必要である。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(道路施設等の整備及び耐震化対策の推進、緊急物資輸送機能の確保)

- 地震・津波により生命線となる道路、漁港及び通信施設が被災し、長時間、外部からの救援が不能となる事態が予想されることから、国や県と連携して道路など公共施設等の整備及び耐震化対策の推進、緊急物資輸送機能の確保に取り組む必要がある。

(地域防災組織の拡充)(再掲)

- 孤立化が想定される地域では、初期消火、避難対策、救助・救護等を地域の組織力で自主的に対処できるよう、地域における防災力の向上として、市民の防災意識の向上、防災教育の促進を図るとともに自主防災組織の普及拡大等を図る必要がある。

(防災情報システム等の拡充強化)(再掲)

- 孤立集落等においても迅速に情報提供を行うため、沖縄県防災情報システム(Lアラート)や、全国瞬時警報システム(Jアラート)及び防災行政無線、緊急エリアメール等の手段の活用を図るなど、情報提供手段の多様化を促進する必要がある。

(孤立に強いまちづくり)

- 災害時において、多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生を防ぐため、現状の把握と合わせて対策を推進することが必要である。

(避難対策の強化)

- 孤立集落の発生による人的被害を防ぐため、避難対策に取り組むことが必要である。

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(応援体制の強化 (防災対策事業))

- 大規模災害時の救助・救急活動等において、県内の自衛隊、警察、消防、海上保安庁等だけでは対応が困難な場合、県外からの応援を求める必要があり、災害の規模等に応じて円滑に応援又は受援できるように、受援計画を策定し、事前の準備に努める必要がある。
- 緊急時の連絡体制及び受入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して自衛隊、警察、消防、海上保安庁等との連携体制を充実させる必要がある。

(消防力の強化)

- 消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足を回避するため、消防力の強化に取り組む必要がある。

(消防職・団員の人材育成及び消防団員の入団促進)

- 本市は、消防職員数及び消防団員数が全国と比較して低い水準にとどまっているため、様々な災害や救急事案に対応できる人材の確保を図る必要がある。特に消防団員数においては、定数割れが常態化しているため、入団促進活動を継続的に実施し、消防組織全体の基盤の強化及び安定化を図る必要がある。

(救急医療体制の充実)

- 発災直後から救助・救急要請が大幅に増加し、消防力を超過することが予想されるため、災害による死者を増加させないよう重傷者を優先的に医療機関へ搬送する必要がある。
- 応援部隊やDMAT (災害派遣医療チーム) による救出・救護活動が円滑に行えるよう、発災直後から災害医療関係者と連携し受援体制を準備する必要がある。

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

(災害時における事業者等との連携強化)

- 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給が不足することのないよう、災害時における事業者等との連携強化に取り組む必要がある。

(帰宅困難者支援体制の整備)

- 災害時における帰宅困難者の安全性の確保のため、支援体制をさらに強化する必要がある。
- 住民自身が災害時の帰宅困難状況に対応できるよう、広報・啓発活動を推進する必要がある。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(救急医療体制の充実) (再掲)

- 本市内に北部地域の拠点となる医療施設が立地していることから、関係機関による医療提供体制の充実に協力するとともに、受援体制の整備を推進する必要がある。

(医療提供体制の充実・高度化、医師・看護師等の確保)

- 災害時に医療機能が麻痺することのないよう、平時から医療提供体制の充実・高度化、医師・看護師等の確保と資質向上に取り組む必要がある。
- 安定的な医師確保や、複雑化・多様化する医療ニーズ等に柔軟に対応できる保健医療従事者の養成についての戦略的な取組が必要である。

(救急医療対策の推進)

- 災害時等において、集団的に発生する傷病者に対する迅速かつ的確な救急医療活動が実施できるよう、組織的な緊急医療体制の確立等の対策を推進する必要がある。

(緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化の促進)

- 災害時の支援ルートの途絶による医療機能の麻痺等を生じさせないよう、緊急輸送道路等の安全性の確保に向けた取組を推進する必要がある。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(感染症対策及び防疫の推進)

- 被災地における感染症の発生予防、まん延防止のため、予防接種の推進、感染症発生時の早期探知、市民への情報提供等の防疫の取組や感染症拡大防止体制の強化が必要である。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(被災者の健康管理や栄養調査・栄養相談の実施)

- 避難生活における多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生を防ぐため、保健・衛生面での対策に取り組むことが必要である。

2-8 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による救助活動の長期遅延

(実行力のある消防防災体制等の強化) (再掲)

- 大規模災害など様々な状況に対応できる実行力のある消防防災体制及び危機管理体制の強化を図るため、避難・救護体制の整備を推進する必要がある。
- 避難誘導體制の強化のため、各種災害の発生を想定したハザードマップや災害時避難行動要支援者避難支援計画の作成等が重要である。

目標3:災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

(地域安全対策の推進)

- 市民を様々な事件・事故等から守るとともに、災害時に警察機能の大幅な低下により治安が悪化することのないよう、平時から地域安全対策の推進に取り組む必要がある。

(被災地の社会秩序の維持)

- 災害時における現地警察機能の大幅な低下による被災地の治安悪化に対応するため、被災地の社会秩序の維持に向けた取組を推進する必要がある。

3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

(交通安全環境の整備)

- 災害時に信号機の全面停止等により重大交通事故が多発することのないよう、平時から交通安全環境の整備に取り組む必要がある。

3-3 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(災害対策本部運営訓練(防災対策事業))

- 災害対策本部員及び各部の初動対応力を向上させるため、大規模な地震・津波等を想定した災害対策本部の初動について実践的な訓練を実施する必要がある。

(災害対策拠点整備)

- 大規模災害時に全庁挙げて対応すること及び関係機関の受入と連携体制の構築の迅速化を図るため、市の災害対策本部等に必要なマルチスクリーン等の映像表示システムや通信システム等の整備を行うとともに、当該システム等を防災訓練等で運用しながら、関係職員の習熟度向上を図る必要がある。

3-4 庁舎等施設の被災に伴うシステムダウンによる行政機能の停止

(行政電算システムのクラウド化等の防災対策の推進)

- 大規模災害により庁舎施設が被災することで、システムダウンによる行政機能の停止が発生しないよう、電算系システムのクラウド化の推進やメインサーバ移設等の対策が必要である。

目標4:災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(総合行政情報通信ネットワーク(県)の運用に係る連携・協力)

- 民間通信事業者の回線が停止した場合においても、災害発生時の情報収集及び災害対応の伝達を行うため、沖縄県が県内各所を結ぶ総合行政情報通信ネットワーク(県防災行政無線)を運用しているが、大規模災害においても機能が失われないようシステムの維持管理を徹底する必要がある。

(災害時における事業者等との連携強化)(再掲)

- 災害時に非常用発電機等の燃料を確保するため、民間事業者等との協定締結などにより連携を強化し、協働で取り組む必要がある。

(非常通信施設の設備)

- 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止に備えるため、非常通信施設の設備を推進する必要がある。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(防災情報システム等の拡充強化)(再掲)

- テレビやラジオが中断した際にも、市民等への情報提供ができるよう、沖縄県防災情報システム(Lアラート)や全国瞬時警報システム(Jアラート)及び防災行政無線、緊急エリアメール等の手段の活用を図るなど、情報提供手段の多様化を促進する必要がある。

(伝達手段の多様化・多重化と、要配慮者・避難支援等関係者への伝達手段の確保)

- 災害情報が必要な者に伝達できない事態が発生しないよう、伝達手段の多様化・多重化に取り組むことが必要である。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(非常時の通信手段の確保)

- 情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態が発生しないよう、非常時の通信手段の確保に取り組む必要がある。

4-4 情報通信機能の麻痺・停止により、情報収集・伝達ができない事態

(情報の収集・伝達体制の確保)(再掲)

- 災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止による情報収集・伝達ができないことが予想されることから、更なる機能強化、冗長化が求められる。

目標5:経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断、基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下

(道路施設等の整備及び耐震化対策の推進) (再掲)

- サプライチェーンの寸断、基幹的陸上海上交通ネットワーク等の機能停止等により地域経済活動が低下することのないよう、国や県と連携して道路などの公共施設等の整備及び耐震化対策の推進に取り組む必要がある。

(緊急輸送機能等の確保) (再掲)

- サプライチェーンの寸断、基幹的陸上海上交通ネットワーク等の機能停止等により地域経済活動が低下することのないよう、緊急輸送機能等の確保に取り組む必要がある。

(各事業者による事業継続計画(BCP)の策定促進)

- 災害時における地域経済活動の低下に対応するため、各事業者による事業継続計画(BCP)の策定等の取組を促進する必要がある。

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(電力エネルギーの安定供給)

- 災害時に社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給が停止することのないよう、平時から電気事業者が主体となって電力エネルギーの安定供給に取り組む必要があるが、低コストでの安定供給が図られるよう取組を促進する必要がある。

(安定したエネルギーの確保)

- 災害時に社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給が停止することのないよう、平時から供給する民間事業者が主体となって安定したエネルギーの確保に取り組むとともに、供給コストの削減等に取り組む、電力の安定的かつ適正な供給の確保を図る必要がある。

(各事業者による事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じた防災活動推進の促進)

- 災害時においても社会経済活動を停滞させないよう、各事業者による事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じた防災活動の促進を図っていくことが必要である。

5-3 食料等の安定供給の停滞

(災害時における事業者等との連携強化) (再掲)

- 大規模災害が発生した場合、他県からの本格的な応援等の到着には時間を要することから、災害時における事業者等との連携強化を図ることが必要である。

(沖縄の特性に応じた農業生産基盤の整備)

- 亜熱帯特性等を生かした特色ある農林水産業の振興を図るとともに、災害時に食料等の安定供給の停滞等、農業の生産活動を機能不全に陥らせることのないよう、亜熱帯・島しょ性の地域特性に適合する生産基盤の整備・保全の取組に協力・連携を行う必要がある。

(水産業生産基盤の整備)

- 亜熱帯特性等を生かした特色ある水産業の振興を図るとともに、災害時に食料等の安定供給の停滞等、水産業の生産活動を機能不全に陥らせることのないよう、亜熱帯・島しょ性の地域特性に適合する水産業生産基盤の整備・保全の取組に協力・連携を行う必要がある。

5-4 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(水の安定供給)

- 大規模自然災害の発生による断水や異常渇水による生活や産業への影響を最小限に留めるため、水の安定供給に向けた対策が必要である。

目標6：生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

(電力エネルギーの安定供給、安定したエネルギーの確保) (再掲)

- 電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止等、災害による生活・経済活動への影響を最小限にとどめるため、供給する民間事業者が主体となって電力エネルギーの安定供給、安定したエネルギーの確保等に取り組む必要がある。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

(水道施設の耐震化対策) (再掲)

- 上水道施設が地震等により被災した場合、広範囲かつ長期間にわたる断水が発生しないよう、老朽化施設の計画的な更新、耐震化を進めていく必要がある。

(安定した水資源の確保と上水道の整備) (再掲)

- ライフラインである上水道の整備については、安全な水道水を将来にわたって安定的に供給するため、今後の水需要や水質の安全性を確保するための施設整備や老朽化した施設の計画的な更新、耐震化を進める必要がある。

(上水道の健全な運営)

- 島しょ県である本県において上下水道施設が地震等により被災した場合、他府県からの支援等が困難であることから、老朽化施設の計画的な更新、耐震化を進めていく必要がある。また、執行体制の確保や適正な財源を確保する必要がある。
- 災害時において、上水道等の長期間にわたる供給停止が発生しないよう、施設の耐震性強化等の対策を推進することが必要である。

(広域応援体制の整備)

- 災害時において、上水道等の長期間にわたる供給停止が発生しないよう、広域応援体制の整備を推進することが必要である。

(計画的な拡充整備及び施設更新)

- 災害時において、上水道等の長期間にわたる供給停止が発生しないよう、計画的な拡充整備及び施設更新を推進することが必要である。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道事業（長寿命化・地震対策）)

- 生活基盤の機能を維持・強化するとともに、災害時に下水道の有すべき機能を維持するため、下水道施設等の耐震化対策、老朽化対策及び長寿命化対策に取り組む必要がある。

(施設の耐震性の強化及びバックアップ施設の整備)

- 災害時において、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止が発生しないよう、施設の耐震性の強化及びバックアップ施設の整備を推進することが必要である。

(広域応援体制の整備及び民間事業者との連携)

- 災害時において、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止が発生しないよう、広域応援体制の整備や民間事業者との連携に取り組むことが必要である。

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

(道路施設等の整備及び耐震化対策の推進、緊急物資輸送機能の確保)（再掲）

- 生活基盤の機能を維持・強化するとともに、災害時にも地域交通ネットワークが分断することなどのないよう、国や県と連携して道路など公共施設等の整備及び耐震化対策の推進、緊急物資輸送機能の確保に取り組む必要がある。

目標7:制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や大規模火災の発生、海上・臨海部の広域複合災害の発生

(密集市街地等の整備改善と避難地の確保) (再掲)

- 災害発生時には、住民が迅速かつ適確な避難行動をとることが重要であり、避難場所や避難経路の確保が求められる。

(建築物等の総合的な安全対策)

- 市街地での大規模火災の発生、海上・臨海部の広域複合災害の発生を防ぐため、建築物等の総合的な安全対策に取り組む必要がある。

(平時及び災害時における道路の安全性確保)

- 市街地での大規模火災の発生、海上・臨海部の広域複合災害の発生を防ぐため、平時及び災害時における道路の安全性確保に努める必要がある。

(防災的土地利用の検討)

- 命と暮らしを守るインフラ再構築又は生活空間の安全確保を実現するため、基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備等に対して総合的・一体的に取り組む必要がある。

(実行力のある消防防災体制等の強化) (再掲)

- 大規模災害など様々な状況に対応できる実行力のある消防防災体制及び危機管理体制の強化を図るため、避難・救護体制の整備を推進する必要がある。
- 避難誘導體制の強化のため、各種災害の発生を想定したハザードマップや災害時避難行動要支援者避難支援計画の作成等が重要である。

(常備消防の強化) (再掲)

- 市の人口増加や観光に伴う流動人口の増加による消防需要増大に対応するため、消防活動体制の強化を図る必要がある。

(消防施設等の整備) (再掲)

- 本市は広大な土地を1消防署1出張所に対応するため、災害発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行えるよう、消防施設・装備等の計画的な整備・維持管理を図る必要がある。

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

(水産基盤施設における防災対策の強化) (再掲)

- 臨海部の広域複合型災害の発生を防止するため、漁港など水産基盤施設における防災対策支援等に取り組む必要がある。

(高潮等対策) (再掲)

- 臨海部の広域複合型災害の発生を防止するため、高潮等対策に取り組む必要がある。

7-3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(水道水源施設の耐震化対策)

- 生活基盤を機能維持・強化するとともに、ダム等の損壊等による二次災害の発生を防止するため、耐震化対策、老朽化対策に取り組む必要がある。

(農業ダムの整備・保全)

- 農業ダムの整備・保全を行い、災害の未然防止を図るとともに、農用地の保全を図る必要がある。

(農業生産基盤の長寿命化・防災減災対策)

- 農林水産業の振興を図るとともに、自然災害に対する機能強化及び土地改良施設の計画的な更新・修繕のため、土地改良施設の長寿命化・防災減災対策を行う必要がある。

(土砂災害対策) (再掲)

- 農地、農業用施設及びその他被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、土砂崩壊防止事業を推進することが必要である。

(老朽ため池等の整備)

- 老朽化による決壊等の恐れのあるかんがい用ため池の改修や、風水害等によって土砂崩壊の危険の生じる箇所における土留め及び擁壁等の新設・改修を行い、災害の未然防止を図るとともに、農用地の保全を図る必要がある。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

(爆発物及び有害物質による二次災害対策の推進)

- 災害による二次災害の発生を防止し、市民等の安全確保を図るため、市は爆発物及び有害物質の施設管理者や関係機関と連携して対策を講じる必要がある。

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(自然環境に配慮した森林・林業生産基盤の整備)

- 森林の荒廃により土砂崩れが発生するなど、災害時に被害が拡大することのないよう、森林・林業生産基盤の整備に取り組む必要があり、木材生産及び水土保持等、公益的機能の高度発揮のための、森林の適正な整備及び保全・管理が求められている。

(農地及び農業用施設の保全)

- 農地法に基づく利用状況調査等を参考に、農地及び農業用施設の現状把握が行うことができる。

(交流と共創による農山漁村の活性化)

- 農地が荒廃することのないよう、農林水産業の基盤である農山村等の活性化を図る必要があるが、農家の高齢化、後継者不足等により農山村の活力低下が懸念され、農村環境の保全や地域ぐるみの共同活動を促進するためにも地域リーダーの育成・確保は喫緊の課題である。

目標8：地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理計画フォローアップ)

- 大規模な災害が発生した場合、大量の廃棄物が発生する恐れがあるため、災害廃棄物の円滑な処理には、仮置き場、処理ルート等を想定した災害廃棄物処理計画が必要である。

(災害時における事業者等との連携強化) (再掲)

- 災害廃棄物の処理等の応援対策を迅速に実施するため、民間事業者等との協定締結などにより連携を強化し、協働で取り組む必要がある。

(災害廃棄物の処理)

- 現在のごみ焼却施設は築 42 年経過しており、大規模な災害が発生した場合、大量の廃棄物を処理することが困難である。そのことから早急に新設廃棄物処理施設を整備する必要がある。また、市の施設のみでは処理が間に合わない可能性があることから、自治体の施設間の協定のみではなく、民間事業者とも連携を強化し取り組む必要がある。

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(防災・救急体制の充実)

- 人材不足による復旧・復興の大幅な遅れが発生しないよう、防災・救急体制の充実に図るための取組を推進することが必要である。

(ボランティア受入れ計画)

- 人材不足による復旧・復興の大幅な遅れが発生しないよう、ボランティアの受入れ等に関する計画を作成する必要がある。

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域づくりを担う人材の育成)

- 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れることのないよう、平時から地域コミュニティの活性化を図り、住民とともに地域づくりを担う人材の育成に努める必要があるが、若者の都市部への流出により地域の担い手が不足し、全国的に地域活力の停滞が問題となっている。加えて本市では、過疎地域を中心に高齢化や人口減少が顕著になっており、それに伴う地域全体の活力低下が懸念されている。
- 地域の持続的な活性化に向けては、地域の良さを再認識し、地域の様々な魅力ある資源を具体的な事業に結びつけ、地域活動の広がりをとおして、地域の活性化を主導できる人材が求められている。

(地域防災組織の拡充) (再掲)

- 本市は、地域防災の中核となる消防団員数が少なく、自主防災組織の組織率が低いなど、大規模災害に対する備えが十分ではない。また、想定を超える災害においても人命が守られるよう、避難等に資するソフト対策の充実が必要である。

(交流と共創による農山漁村の活性化) (再掲)

- 農地が荒廃することのないよう、農山村等の活性化を図る必要があるが、農家の高齢化、後継者不足等により農山漁村の活力低下が懸念され、農村環境の保全や地域ぐるみの共同活動を促進するためにも地域リーダーの育成・確保は喫緊の課題である。

(地域安全対策の推進) (再掲)

- 治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れることのないよう、平時から地域安全対策の推進に取り組む必要がある。

(被災地の社会秩序の維持) (再掲)

- 地域コミュニティの崩壊や治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防止するため、被災地の社会秩序の維持に取り組む必要がある。

8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(道路施設等の整備及び耐震化対策の推進、緊急物資輸送機能の確保) (再掲)

- 生活基盤の機能維持・強化を図るとともに、基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れることなどのないよう、国や県と連携して道路など基幹インフラとなる公共施設の整備及び耐震化対策の推進、緊急物資輸送機能の確保に取り組む必要がある。

8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(高潮等対策、市街地等の浸水対策)

- 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れることのないよう、高潮等対策、市街地等の浸水対策等に取り組む必要がある。

(地盤災害防止事業の促進)

- 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れることのないよう、地盤災害防止に向けた取組を推進する必要がある。

名護市国土強靱化地域計画

2021年3月 発行

発行:名護市

〒905-8540

沖縄県名護市港一丁目1番1号

電話:(0980)53-1212(代表)